

前橋はーとふるプラン

第4次前橋市障害者福祉計画

(案)

前橋市

目次

第1章 計画策定の概要

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置付け	4
3	計画の期間	5
4	障害のある人の定義	5
5	計画の基本理念	6
6	計画の基本目標と施策の方向性	7

第2章 障害のある人を取り巻く状況

1	障害者支援や障害福祉をめぐる動き	11
2	障害者全体の状況	14
3	アンケート調査結果概要	17
4	市民ワークショップ結果概要	27

第3章 施策の展開

1	差別の解消・権利擁護の推進及び相互理解の促進	33
2	早期療育及び特別支援教育の充実	38
3	保健・医療の充実	43
4	障害福祉サービスの整備と住まいの確保	48
5	就労支援の充実	58
6	社会参加の充実	61
7	安心して暮らせる生活環境の整備	67

第4章 計画の推進に向けて

1	計画の推進体制と進行管理	75
---	--------------	----

第 1 章

計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間とする「前橋はーとふるプラン（前橋市第 3 次障害者福祉計画）」に基づき、障害福祉施策を着実に推進してきました。近年においては、少子高齢化の進展や地域共生社会の形成、障害者権利条約の批准に伴う権利擁護の重要性の高まり、障害者が自らの力で生活し、社会に参画できる仕組みづくりへの社会的期待の増大など、障害福祉を取り巻く環境が大きく変化しています。これにより、障害者の生活や支援ニーズも多様化・複雑化しており、従来の施策だけでは対応が困難な課題も生じています。

このような社会的・制度的背景を踏まえ、本計画は令和 8 年度を初年度とする新たな障害者施策の中長期的指針として策定するものです。市の将来都市像である「新しい価値の創造都市・前橋」や第 3 次前橋市地域福祉計画の基本理念である「みんなでつながり合い 支え合う 笑顔のまえばし」の実現に向け、障害者施策の基本となる計画として位置づけ、障害者が地域で安心して暮らせる環境の整備や、社会やまちづくりへの積極的な参画を促進することを目指します。

また、計画の策定にあたっては、障害者福祉専門分科会委員で構成する策定懇話会に加え、障害のある当事者を含む市民の皆様に参加いただいた市民ワークショップや市民アンケートの実施等により、多様な視点や意見を反映しながら、より実効性の高い施策を検討しました。

今後は、本計画を指針として、地域で自分らしく暮らしたいという一人ひとりの思いを大切に、施策の推進を図ってまいります。



2 計画の位置付け

(1) 計画の性格

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「障害者計画」として、障害者の社会参加やまちづくり等、市における障害者施策全般に関する総合的な計画として位置づけられています。

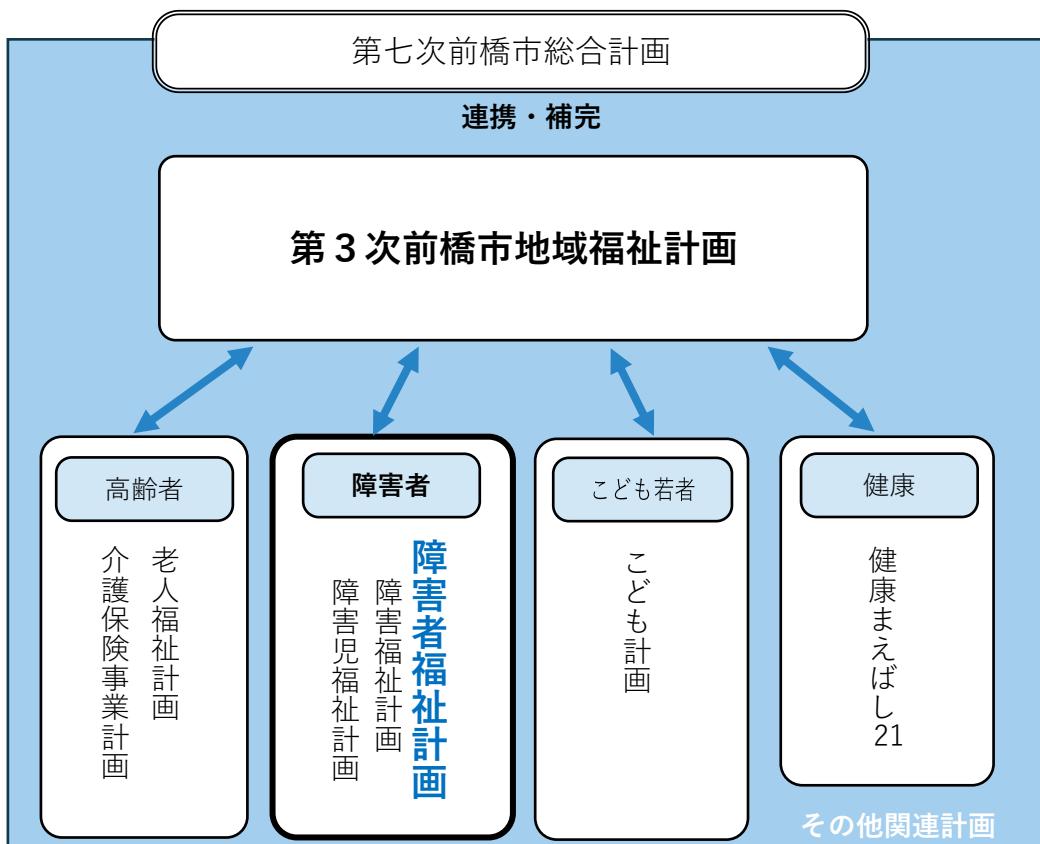
なお、障害福祉サービスの見込み量やその確保の方策については、3か年を1期とする「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」として策定し、これらの計画と連携を図りながら施策の推進を進めています。

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
名称	第4次前橋市障害者福祉計画	第7期前橋市障害福祉計画	第3期前橋市障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
性格	障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画 (基本計画的)	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込み量と提供体制を確保するための計画(実施計画的)	児童福祉法に基づくサービスの見込み量と提供体制を確保するための計画(実施計画的)

(2) 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「第七次前橋市総合計画」並びに、福祉分野の上位計画である「第3次前橋市地域福祉計画」の理念や方向性を実現するための具体的な取組を示しています。

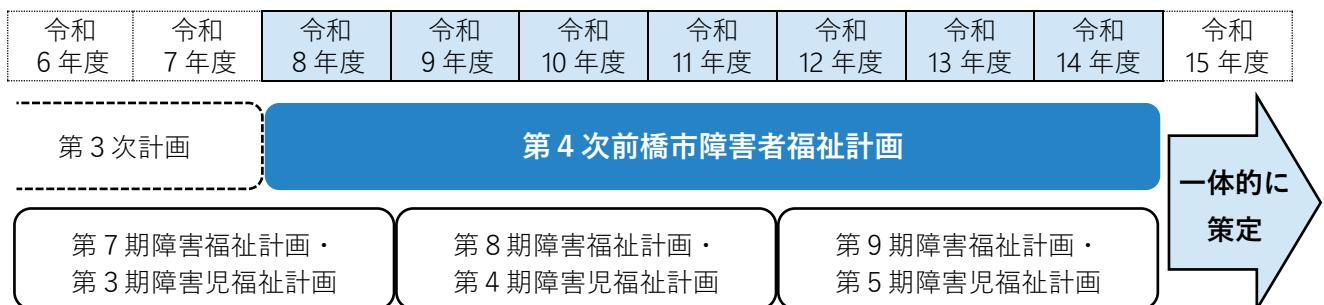
また、その他市の関連計画との整合性を保ちつつ策定しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和14年度までの7年間です。

なお、国の障害者施策の動向や社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 障害のある人の定義

障害者基本法第2条第1項において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁¹により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

ただし、具体的事業の対象となる障害者及び障害児の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

■ 障害者総合支援法（第4条第1項）における支援の対象者

- ・身体障害者……身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ・知的障害者……知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上であるもの
- ・精神障害者……精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者を含み、知的障害者を除く。）
- ・難病等の患者…治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

■ 児童福祉法（第4条第2項）における支援の対象者

- ・身体障害児……身体に障害のある児童
- ・知的障害児……知的障害のある児童
- ・精神障害児……精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）
- ・難病等の児童…治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が、同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

¹ **社会的障壁** 障害者基本法第2条第2項において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義されています。

5 計画の基本理念

地域で自分らしく暮らしたいという一人ひとりの思いを大切に

本計画においては、第3次計画の理念を継承しつつ、すべての人が互いに尊重し合いながら共に生きる共生社会の実現及びインクルージョン（包摂）の考え方に基づき、「地域で自分らしく暮らしたいという一人ひとりの思いを大切にすること」を基本理念とします。

この理念の下、下記の6点を基本的な取り組み姿勢として、様々な施策を推進します。

① ともに生きる地域社会を目指します

障害の有無にかかわらず、すべての人が地域の一員として支え合い、共に暮らせるインクルーシブな社会を目指します。行政だけでなく、地域住民や企業なども連携し、障害のある人が一人ひとりの良さや可能性を伸ばして安心して地域で生活できる社会を進めます。

② 障害者の主体性と自立性を尊重します

一人ひとりが自分らしく生き、社会参加や活動の選択ができるよう支援します。障害のある人の自己決定と自己選択を尊重します。

③ 偏見や差別をなくし、権利擁護を推進します

障害のある人への偏見や差別をなくし、人権が尊重される社会を目指します。地域での啓発活動や相談体制の整備などを通じて、障害のある人が安心して暮らせる社会の実現に取り組みます。

④ 生活環境のバリアを取り除き、ユニバーサルデザインを進めます

物理的な障壁だけでなく、情報面での障壁もなくす取り組みを進めます。また、誰にとっても快適で安全に暮らせる生活環境を整備するユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、まちづくりを進めます。

⑤ 重度化・高齢化に対応した安心して暮らせる生活を支援します

重度障害者や高齢障害者が必要な支援を受けながら地域で暮らせるよう、サービス体制や支援内容を充実させます。さらに、健康づくりや介護予防の取り組みを強化し、日常生活が安定して送れる環境づくりを目指します。

また、「親なき後」にも安心して暮らしを続けられるよう、将来を見据えた住まい・相談・支援体制の整備を進めます。

⑥ サービス提供の基盤整備と情報提供を充実します

障害のある人が住み慣れた地域で暮らせるよう、多様なニーズに応えるサービス体制を整備します。サービス選択に必要な情報提供や相談体制の強化、提供側の体制整備を進め、誰もが適切な支援を受けられる環境を作ります。

6 計画の基本目標と施策の方向性

基本理念である「地域で自分らしく暮らしたいという一人ひとりの思いを大切に」を実践するために、次の7項目の基本目標を設定しました。

基本目標1 差別の解消・権利擁護の推進及び相互理解の促進

障害の有無にかかわらずすべての人が尊重され、平等に暮らせる社会の実現を目指します。障害を理由とする差別の解消と、権利擁護の体制整備を推進します。

基本目標2 早期療育及び特別支援教育の充実

障害のあるこどもがその能力や可能性を最大限に発揮できるよう、早期からの支援と個別の教育支援を充実します。保護者や教育機関との連携によって、こども一人ひとりに合った学びの環境を整えると同時に健常児との適切な交流活動を推進します。

基本目標3 保健・医療の充実

全ての市民が健康で自立した生活を送れるよう、障害のある人への生活習慣病予防や疾病予防を通じた健康づくりを推進します。地域で安心して暮らせる医療・保健サービスを提供するとともに、必要なサービスが適切に受けられるよう支援体制の充実を図ります。

基本目標4 障害福祉サービスの整備と住まいの確保

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスの充実と、生活に必要な住まいの確保を図ります。多様なニーズに応じたサービス提供体制を整え、自立と地域での生活の安定を支援します。

基本目標5 就労支援の充実

障害のある人がその能力や適性に応じた働き方を実現できるよう、就労支援施策を展開します。企業や事業者への啓発を通じて、多様な働き方が可能な職場環境づくりを進めます。

基本目標6 社会参加の充実

障害のある人が文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動などを通じて豊かな生活を送り、障害のある人もない人も共に楽しむことができるよう、社会参加の機会を拡充します。移動や交通手段の整備により、地域での活動を促進します。

基本目標7 安心して暮らせる生活環境の整備

障害のある人が安心して暮らせる環境を整えるため、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進と情報アクセシビリティの向上を図ります。災害時などにも対応できる支援体制を整備し、安全・安心な地域生活を支えます。

基本目標	施策の方向性
基本目標 1 差別の解消・権利擁護の推進及び相互理解の促進	(1) 差別の解消に向けた取組 (2) 成年後見制度の利用促進と権利擁護体制の充実 (3) 地域への理解啓発や児童期からの相互理解の促進
基本目標 2 早期療育及び特別支援教育の充実	(1) 乳幼児期からの早期支援・早期療育の充実 (2) 一人ひとりに応じた教育の推進 (3) 障害児とその家族への支援
基本目標 3 保健・医療の充実	(1) 保健・医療の充実 (2) 精神保健福祉の推進 (3) 難病患者支援の推進
基本目標 4 障害福祉サービスの整備と住まいの確保	(1) 相談支援体制の充実 (2) 障害福祉サービスの量的・質的拡充 (3) 医療的ケア児等への支援 (4) 住まいの場の確保・多様化 (5) 人材の育成・確保、サービスの質の向上 (6) 地域福祉活動の促進と住民参加の強化
基本目標 5 就労支援の充実	(1) 雇用・就労機会の拡大 (2) 福祉施設での就労の充実と工賃向上 (3) 企業・事業者への啓発による働きやすい職場環境整備
基本目標 6 社会参加の充実	(1) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実 (2) 生涯学習活動の促進 (3) 社会参加活動の促進 (4) 交通・移動手段の整備による外出支援
基本目標 7 安心して暮らせる生活環境の整備	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備 (2) 情報アクセシビリティの推進 (3) 意思疎通支援の充実 (4) 安心・安全のまちづくり

第2章

障害のある人を取り巻く状況

1 障害者支援や障害福祉をめぐる動き

近年の障害者施策をめぐる国の主要な動向は次のとおりです。社会環境の変化にともない、障害者施策をめぐっては目まぐるしく状況が変化しています。

法律・制度等	内容
障害者基本法の一部を改正する法律の施行 (平成 23 年 8 月)	平成 23 年 7 月に障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年 8 月に施行されました。改正法の目的については、障害者権利条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、同条約に定められる障害者のとらえ方や我が国が目指すべき社会の姿を新たに明記するとともに、施策の目的を明確化する観点から改正が行われました。また、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てされることなく、他者と共生することができる社会の実現を新たに規定しています。
児童福祉法の一部改正 (平成 24 年 4 月)	障害児を対象とした施設・事業は、平成 24 年 4 月から児童福祉法に一本化され、体系も再編されました。また、通所支援については、実施主体が市区町村となりました。
障害者虐待防止法の施行 (平成 24 年 10 月)	虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が、平成 23 年 6 月に成立し、平成 24 年 10 月から施行されました。
障害者総合支援法の施行 (平成 25 年 4 月)	障害者基本法の改正や障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が、平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月から施行(一部、平成 26 年 4 月施行)されました。
障害者優先調達推進法の施行 (平成 25 年 4 月)	障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月から施行されました。
障害者(児)の定義に政令で定める難病患者等を追加 (平成 25 年 4 月)	障害者総合支援法において、平成 25 年 4 月からは、障害者(児)の定義に政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、症状の変化などにより、身体障害者手帳の取得はできないものの、一定の障害のある人が障害福祉サービス等の対象となりました。
障害者雇用促進法の一部改正 (平成 25 年 6 月)	雇用の分野における障害者に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が平成 25 年 6 月に成立しました。また、本法に基づく「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」が平成 27 年 3 月に策定されました(ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しの施行については、平成 30 年 4 月から施行)。

法律・制度等	内容
障害者権利条約の批准 (平成 26 年 1 月)	<p>平成 26 年 1 月 20 日、我が国は「障害者権利条約」を批准しました。「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しており、障害者に関する初めての国際条約です。その内容は、前文及び 50 条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害者の権利実現のための取組を締結国に求めています。</p>
障害程度区分から障害支援区分への見直し等 (平成 26 年 4 月)	<p>障害者総合支援法において、平成 26 年 4 月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが施行されました。</p>
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行 (平成 26 年 4 月)	<p>精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直しを行う、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」が平成 25 年 6 月に成立し、平成 26 年 4 月から施行（一部、平成 28 年 4 月施行）されました。</p>
難病の患者に対する医療等に関する法律の施行 (平成 27 年 1 月)	<p>難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようとするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成 26 年 5 月に成立し、平成 27 年 1 月から施行されました。</p>
障害者差別解消法の施行 (平成 28 年 4 月)	<p>すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成 25 年 6 月に成立し、平成 28 年 4 月から施行されました。</p>
成年後見制度利用促進法の施行 (平成 28 年 5 月)	<p>認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある人を社会全体で支えあうことで共生社会の実現に資するため、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 5 月から施行されました。</p>
障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正 (平成 30 年 4 月)	<p>障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成 28 年 6 月に成立し、平成 30 年 4 月から障害福祉サービスに「就労定着支援」「自立生活援助」が創設されました。また、障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村は、障害児福祉計画を定めることとなりました。</p>
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 (令和 3 年 9 月)	<p>医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、持て安心してこども生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されました。</p>

法律・制度等	内容
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 (令和4年5月)	<p>全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思相通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が令和4年5月に公布・施行されました。</p>
第5次障害者基本計画の策定 (令和5年3月)	<p>障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、政府が講ずる障がいのある人のための施策の基本的計画として位置付けられました。令和5年3月に閣議決定され、第5次計画として、令和5年度から令和9年度までが対象年度となっています。</p>
障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正 (令和5年4月)	<p>障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するため、令和4年12月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が公布されました。</p>
障害者差別解消法の一部改正 (令和6年4月)	<p>事業所による障害のある人への合理的配慮の提供を義務化すること等を目的として、障害者差別解消法の一部を改正する法律が令和3年6月に成立し、令和6年4月から施行されました。</p>
手話施策推進法の施行 (令和7年6月)	<p>手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的として制定されました。</p>

2 障害者全体の状況

令和7年3月31日現在の前橋市の障害者の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者の合計、重複含む）は、17,883人、人口に対する障害のある人の割合は5.45%であり、市民の約20人に1人が身体、知的または精神障害があるという状況です。人口に対する障害のある人の割合は増加傾向にあり、特に精神障害のある人の割合は高い伸び率を示しています。

（1）身体障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和2年度の11,778人から令和6年度は11,290人へと488人減少し、約0.96倍となっています。

単位（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
所持者数（合計）	11,778	11,715	11,638	11,458	11,290
等級別手帳所持者数					
1級	4,580	4,504	4,469	4,420	4,315
2級	1,937	1,931	1,901	1,866	1,834
3級	1,449	1,490	1,459	1,435	1,458
4級	2,321	2,344	2,386	2,361	2,333
5級	700	669	656	625	604
6級	791	777	767	751	746
障害種別手帳所持者数					
視覚障害	731	731	706	696	676
聴覚・平衡機能障害	1,334	1,352	1,388	1,365	1,358
音声・言語機能障害	105	113	107	103	109
肢体不自由	5,581	5,455	5,346	5,193	5,044
内部障害	4,027	4,064	4,091	4,101	4,103

(2) 知的障害のある人の状況

療育手帳所持者数は、令和2年度の2,696人から令和6年度は2,947人へと251人増加し、約1.09倍となっています。

単位（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
所持者数（合計）	2,696	2,735	2,779	2,843	2,947
等級別手帳所持者数					
重度	968	984	993	947	999
中度	699	714	722	740	762
軽度	1,029	1,037	1,064	1,156	1,186
年齢別手帳所持者数					
18歳未満	590	581	571	614	641
18歳以上	2,106	2,154	2,208	2,229	2,306

(3) 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年度の2,820人から令和6年度は3,646人へと826人増加し、約1.29倍となっています。

単位（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
所持者数（合計）	2,820	3,025	3,223	3,454	3,646
等級別手帳所持者数					
1級	740	709	681	665	629
2級	1,410	1,447	1,532	1,597	1,712
3級	670	869	1,010	1,192	1,305

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和2年度の5,534人から令和6年度は6,075人へと541人増加し、約1.1倍となっています。

単位（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	5,534	5,450	5,593	5,777	6,075

(4) 難病等患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者数は、令和2年度の2,960人から令和6年度は3,044人へと84人増加し、約1.03倍となっています。

単位（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	2,960	2,857	2,910	3,000	3,044

(5) 障害のある児童・生徒の状況

①特別支援学級

公立小・中学校の特別支援学級在籍児童生徒数は、令和2年度の688人から令和6年度は1,018人へと330人増加し、約1.48倍となっています。

単位(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童生徒数(合計)	688	739	843	944	1,018
区分					
小学校(児童数)	492	518	582	641	697
中学校(生徒数)	196	221	261	303	321

令和7年4月8日現在

②通級指導教室

通級指導教室は、令和2年度の473人から令和6年度は413人へと60人減少し、約0.87倍となっています。

※令和3年以降は入学前に通級適の判断を出さなくなったため、小1、中1の人数は含まれない。

単位(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童生徒数(合計)	473	467	420	406	413
区分					
言語障害	205	205	180	184	187
情緒障害	36	37	35	37	26
LD等	232	225	205	185	200

令和7年4月8日現在

③特別支援学校

前橋市立前橋特別支援学校の児童生徒数は、令和2年度の125人から令和6年度は149人へと24人増加し、約1.19倍となっています。

単位(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童生徒数(合計)	125	129	131	144	149
区分					
小学校(児童数)	78	82	91	103	105
中学校(生徒数)	47	47	40	41	44

令和7年5月1日現在

[参考] 障害児通所支援

障害児通所支援事業所の利用者数は、令和2年度の842人から令和6年度は1,224人へと382人増加し、約1.45倍となっています。

単位(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(合計)	842	927	1,036	1,061	1,224
区分					
児童発達支援	169	218	298	344	396
放課後等デイサービス	673	709	738	717	828

令和7年5月1日現在

3 アンケート調査結果概要

(1) 調査概要

①調査目的

計画策定の基礎資料とするため、障害当事者、一般市民、障害者団体、障害福祉サービス事業者・施設、一般企業に対して、障害福祉に関する意識と行動の現状や福祉サービス等に対するニーズ等を把握しました。

②調査設計

調査地域：市内全域

調査期間：令和7年9月3日(水)～9月22日(月)

調査方法：郵送配布、郵送回収

(「一般市民」「一般企業」の2種類は郵送・Web回答の併用)

③調査の種類及び回収結果

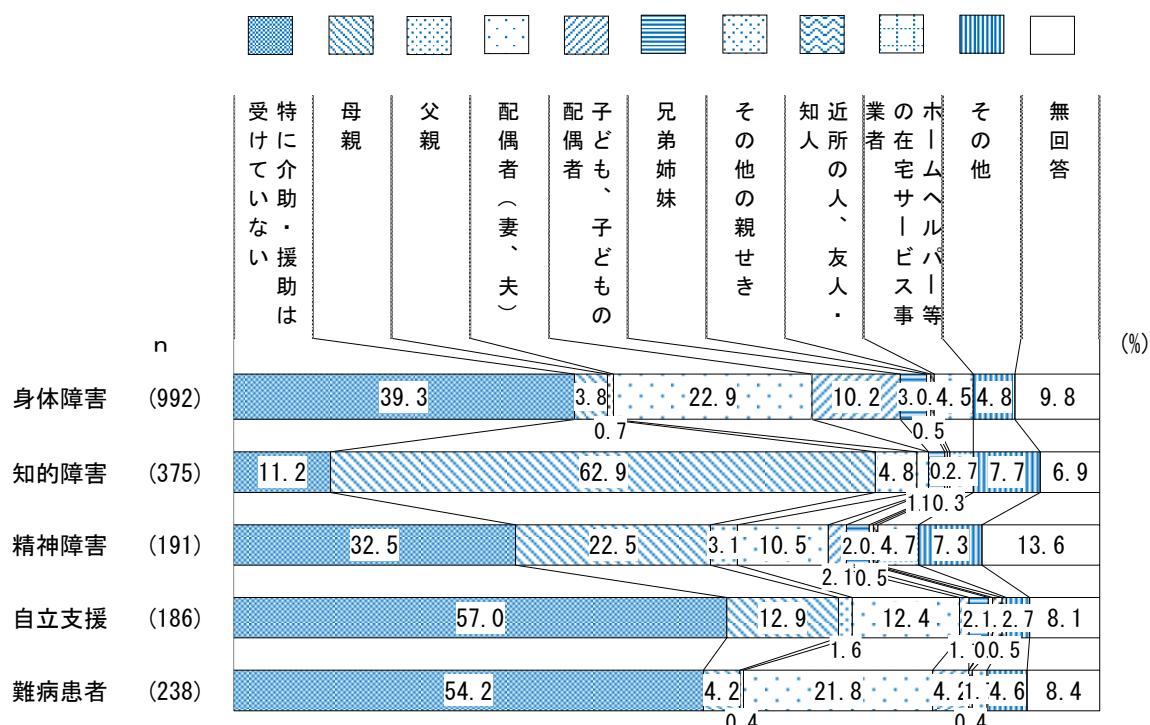
種類	対象	配布数	回収数 (回収率)
(1) 障害 当事者	①身体障害者	身体障害者手帳所持者	1,600 992 (62.0%)
	②知的障害者	療育手帳所持者	700 375 (53.6%)
	③精神障害者	精神障害者保健福祉手帳所持者	400 191 (47.8%)
	④自立支援受給者（精神）	自立支援医療（精神通院）受給者	400 186 (46.5%)
	⑤難病患者	特定疾患患者見舞金受給者	400 238 (59.5%)
(2) 一般市民	18歳以上の市内在住者	1,200	581 (48.4%)
(3) 障害者団体	市内で活動中の障害者団体	15	11 (73.3%)
(4) 障害福祉サービス事業者・施設	市内でサービスを実施している事業者（施設を含む）	170	125 (66.6%)
(5) 一般企業	市内の事業者	300	172 (57.3%)
合計		5,185	2,871 (55.4%)

※有効回収率は、小数点第2位以下を四捨五入して算出

(2) 調査結果

①主に介助・援助している人（障害当事者調査）

知的障害者では母親が最も多く、家族の関与が中心です。身体障害者や精神障害者、難病患者では配偶者や子ども、子どもの配偶者が一定割合を占める一方で、特に介助・援助は受けていないと回答する人も多くなっています。在宅サービス事業者による支援は全体的に少数ですが、必要な場面で活用されていることがうかがえます。



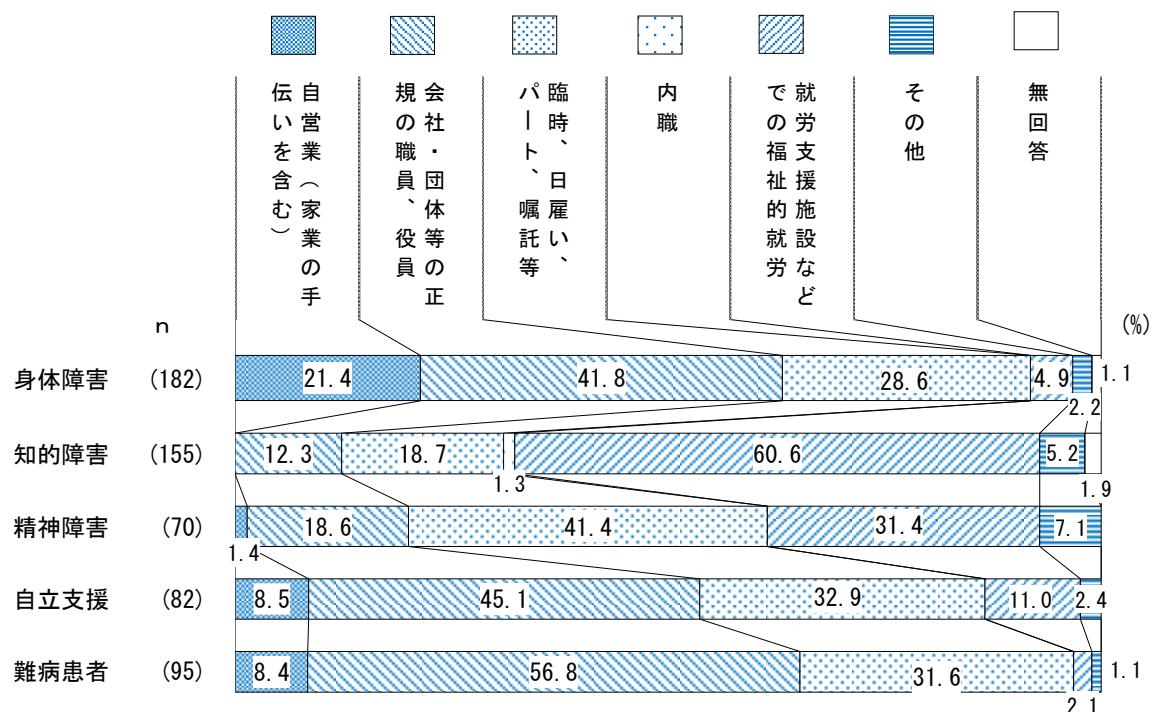
②代わりに介助・援助してもらいたい人（障害当事者調査）

知的障害者では同居家族や施設職員への依頼希望が多く、家庭と施設の支援を重視する傾向です。身体障害者や難病患者は同居家族や同居していない親せきへの依頼が中心で、身近な支援に依存する傾向があります。精神障害者や自立支援医療受給者ではホームヘルパーや近所・友人への依頼希望も見られますが、「今までそのようなことがなかったのでわからない」と答える人も多い状況です。

		回答数(n)	同居している家族	親同居していない家族や	の現在利用している施設	ホームヘルパー	介護・短期間入所して	近所の人や友人・知人	ボランティア	その他	なが今までつたのようわなから	無回答
		単位：%										
障害種別	身体障害	992	27.1	19.1	8.5	8.0	5.5	5.4	2.3	4.0	27.0	12.7
	知的障害	375	60.0	20.0	22.1	7.2	13.6	2.4	0.5	4.0	9.3	2.9
	精神障害	191	23.0	16.2	7.3	15.2	3.7	1.6	3.7	4.7	33.5	9.9
	自立支援	186	21.5	17.2	4.3	5.4	2.7	4.8	2.2	7.5	39.8	10.8
	難病患者	238	26.5	16.8	4.2	7.6	4.6	3.4	1.7	2.5	33.6	11.8

③就労形態（障害当事者調査）

身体障害者・自立支援医療受給者・難病患者は正規職員やパートなどでの就労が中心で、自営業や福祉的就労も一部で行われています。知的障害者は福祉的就労やその他の形態が多く、正規雇用は少なめで、精神障害者は臨時・パート就労やその他の形態が多く、正規雇用は少ない傾向です。



④仕事をする上で不安・不満や困ったこと（障害当事者調査）

身体障害者や知的障害者は収入の少なさや職場の人間関係、通勤の大変さが課題となることが多い、精神障害者や自立支援医療受給者は、収入の少なさに加え、職場の人間関係や仕事内容の適合性で困難を感じる割合が高くなっています。難病患者は収入や体力面の負担を中心に課題を感じる傾向があります。一方で「特に困っていない」と答える人も一定数おり、課題の程度には個人差があります。

障害種別	回答数(n)	収入が少ない	仕事がきつい	い職場の人間関係が難し	通勤がたいへん	昇給や昇進が平等では	設備やトイレなどで障害者用の	職場での身分が不安定	仕事がむずかしい	自分が分からなかった内容の仕	その他	特にとはしない不満、困つ	無回答
		単位: %											
身体障害	182	40.1	15.4	14.3	9.9	9.3	8.8	7.7	2.7	1.1	6.6	32.4	1.1
知的障害	155	36.1	9.7	16.8	10.3	5.2	1.3	2.6	5.8	7.7	7.1	32.9	7.1
精神障害	70	55.7	11.4	34.3	11.4	4.3	2.9	11.4	11.4	14.3	11.4	24.3	1.4
自立支援	82	34.1	23.2	26.8	4.9	7.3	2.4	9.8	15.9	8.5	12.2	25.6	1.2
難病患者	95	35.8	20.0	8.4	11.6	9.5	5.3	5.3	5.3	4.2	16.8	29.5	2.1

⑤外出の際に困っていること（障害当事者調査）

身体障害者や難病患者は交通機関・段差・建物の階段・トイレ不足など、物理的環境での困難を感じる人が多い傾向です。知的障害者や精神障害者は、他人との会話や視線、付き添いの有無など対人・支援面の困難が目立ちます。自立支援医療受給者は「困っていることは特にない」と回答する人が半数以上おり、比較的自立して外出できる状況がうかがえます。

		回答数（n）	機電車やバスなどの交通	歩道が多い、道路に段	手段が少ないと利用できる移送	く建物などに階段が多い	障害者が用/難病者用の	し他人との会話がむづか	な車を駐車するところが	な付いてくれる人がい
単位：%										
障害種別	身体障害	992	15.2	14.7	13.6	13.0	11.5	8.9	7.4	4.8
	知的障害	375	20.3	10.7	-	4.5	-	32.5	4.8	8.3
	精神障害	191	22.5	-	-	-	-	19.4	-	10.5
	自立支援	186	18.3	-	-	-	-	12.9	-	4.8
	難病患者	238	10.9	10.1	10.1	11.3	9.2	5.5	5.9	3.4

		回答数（n）	足の必要がない手と助けに、配慮がり	他人の視線が気になる	に道路に物が放置多く、車歩など	ながまちの看板などにが工夫	その他	な困っていることは特に	無回答
単位：%									
障害種別	身体障害	992	4.7	4.2	3.5	-	5.5	38.3	11.9
	知的障害	375	12.3	23.2	2.7	5.3	6.1	29.1	9.3
	精神障害	191	8.4	24.6	-	-	16.2	38.2	7.9
	自立支援	186	5.4	23.7	-	-	5.4	54.3	2.2
	難病患者	238	5.0	7.1	2.9	-	6.7	48.3	10.5

⑥今後したいと思う活動（障害当事者調査）

旅行や買い物などの外出活動を希望する人が多く、全体的に活動意欲は高い傾向です。知的障害者や自立支援医療受給者は、スポーツや趣味・サークル活動への参加も希望する人が多くなっています。身体障害者や精神障害者では、趣味・レクリエーション活動への希望はやや控えめで、個人差が大きい傾向があります。「特に活動したくない」と答える人も一定割合おり、希望する活動内容には幅がある状況です。

		回答数（n）	旅行	買い物	活動などのサークル	エスボシヨンやレクリ	地域の行事やお祭	の講座や講演会などへ	ボランティア活動	障害者団体の活動	その他	特に活動したくない	無回答
単位：%													
障害種別	身体障害	992	41.4	39.1	20.4	17.4	13.9	11.4	6.9	4.1	5.1	21.8	9.7
	知的障害	375	54.9	53.3	25.9	37.1	28.5	2.1	3.5	10.7	4.3	13.3	6.4
	精神障害	191	43.5	45.0	23.0	23.6	11.0	8.4	6.8	7.9	6.8	21.5	2.1
	自立支援	186	48.9	53.2	33.3	28.5	17.7	16.1	9.1	4.3	4.3	13.4	3.2
	難病患者	238	51.7	48.7	21.8	26.5	14.7	13.4	6.7	3.8	6.3	14.3	7.6

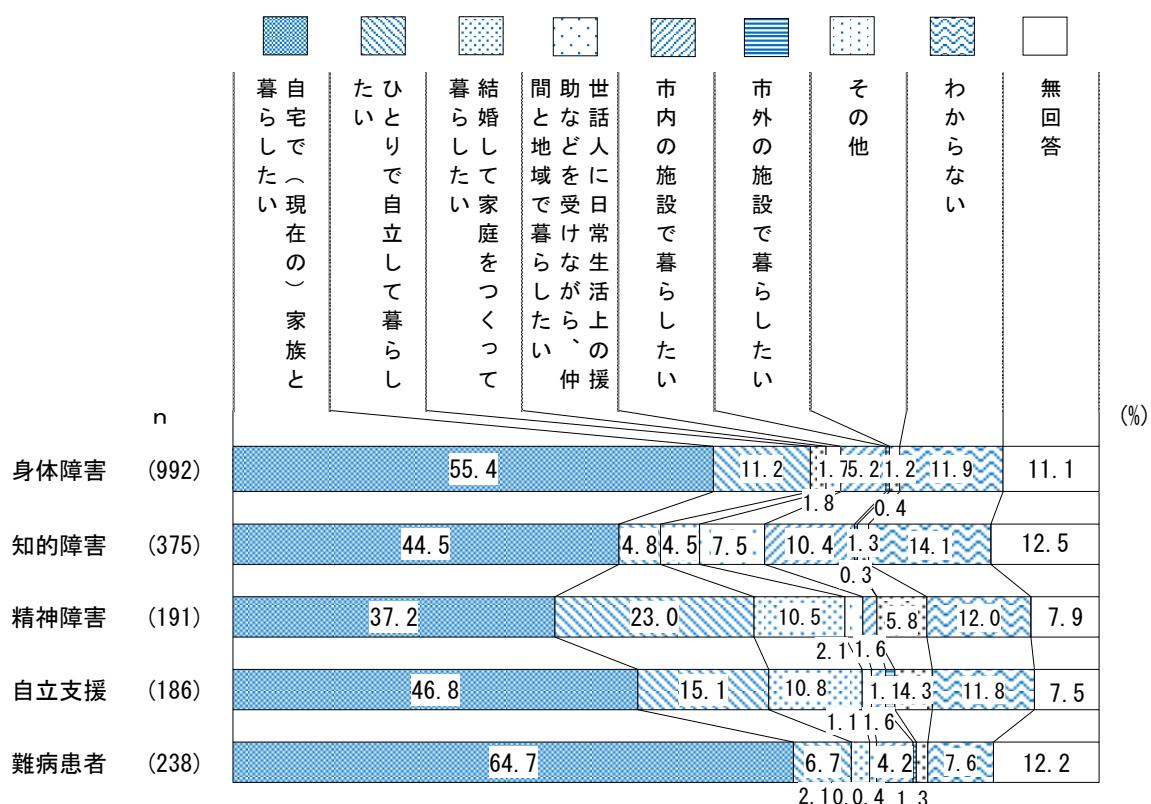
⑦家族や親せき以外の相談先（障害当事者調査）

身体障害者や難病患者は友人・知人や病院を相談先とする人が多く、身近な支援に依存する傾向があります。知的障害者は相談支援事業所や福祉施設職員を利用する割合が高く、専門的な支援を重視しています。精神障害者は病院や診療所への相談が中心で、相談機関の利用形態が他の障害と異なる傾向があります。一方で、相談できる場所がない、または相談がまれという人も一定割合いる状況です。

		回答数（n）	友人・知人	病院、診療所	市の福祉相談窓口	の職員 福祉施設や 福祉作業所など	相談支援事業所	サービス事業者	学校の先生や職場の仲間	県の福祉相談窓口	民生委員・児童委員	障害者団体	その他	相談できるところはない で誰かに相談することはまれ	無回答	
単位：%																
障害種別	身体障害	992	25.5	23.4	15.0	6.5	4.5	4.2	2.6	2.2	2.1	1.8	6.1	9.0	14.9	12.8
	知的障害	375	16.3	18.7	14.9	27.5	37.1	11.2	22.4	1.3	0.8	1.6	6.1	8.0	11.2	5.6
	精神障害	191	20.9	46.1	14.1	13.6	13.1	5.2	4.7	5.2	1.0	1.0	10.5	16.8	7.9	2.6
	自立支援	186	31.2	39.8	5.9	4.8	3.8	0.5	8.1	0.5	2.2	1.1	10.2	9.1	15.1	1.6
	難病患者	238	31.1	35.7	10.5	4.6	5.0	3.4	4.2	1.3	-	0.4	5.5	10.5	19.3	5.9

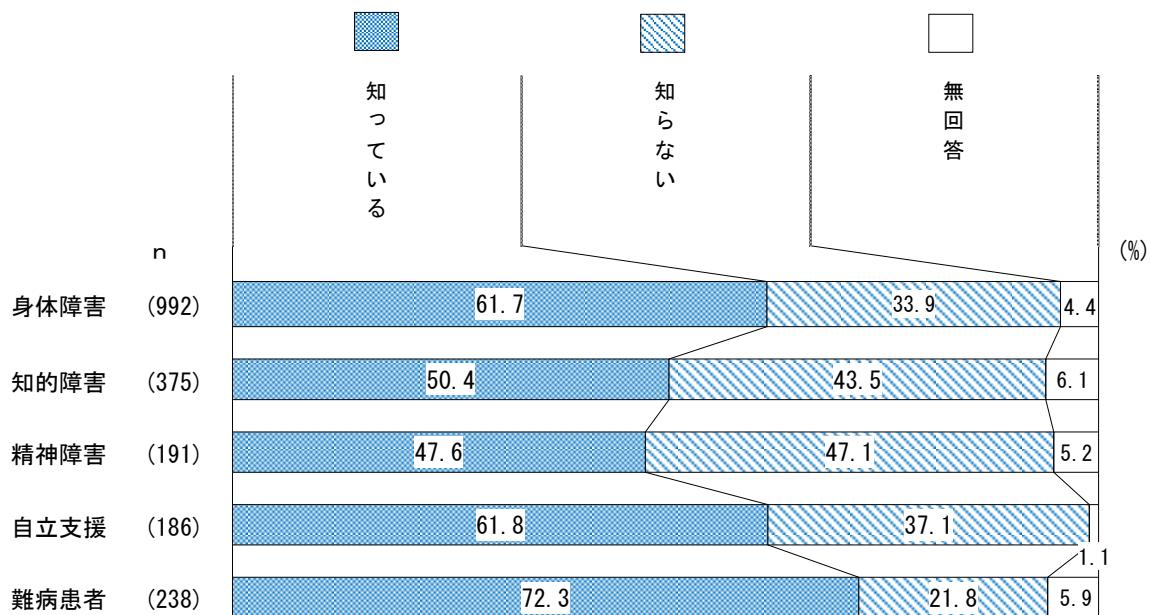
⑧近い将来、希望する暮らし方（障害当事者調査）

多くの人が自宅で家族と暮らしたいと希望しており、特に難病患者や身体障害者で割合が高い状況です。精神障害者や自立支援医療受給者では、ひとりで自立して暮らしたい人や結婚して暮らしたい人の割合がやや高めで、希望する暮らし方に幅があります。施設で暮らしたい希望は少数派で、多くの人は地域や家庭での生活を重視しています。



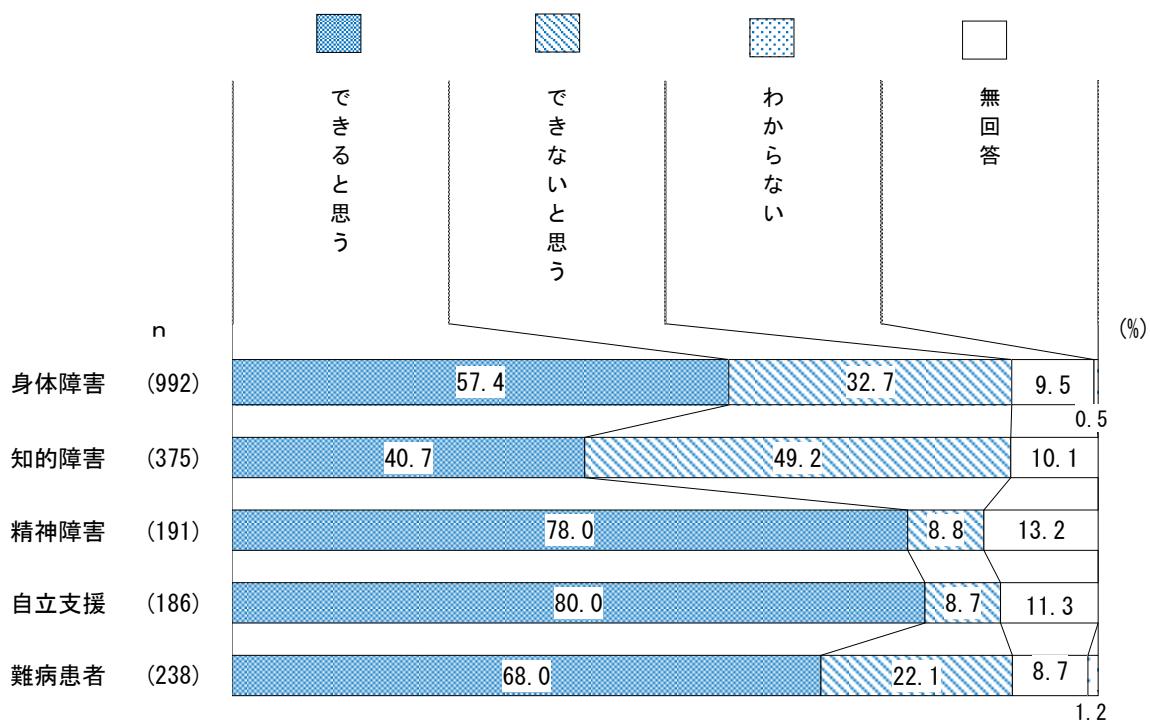
⑨災害時の避難場所の認知状況（障害当事者調査）

難病患者や自立支援医療受給者は避難場所を知っている割合が高く、身体障害者も6割前後が認知しています。知的障害者や精神障害者では認知している人が半数程度にとどまり、知らない人も多い状況です。



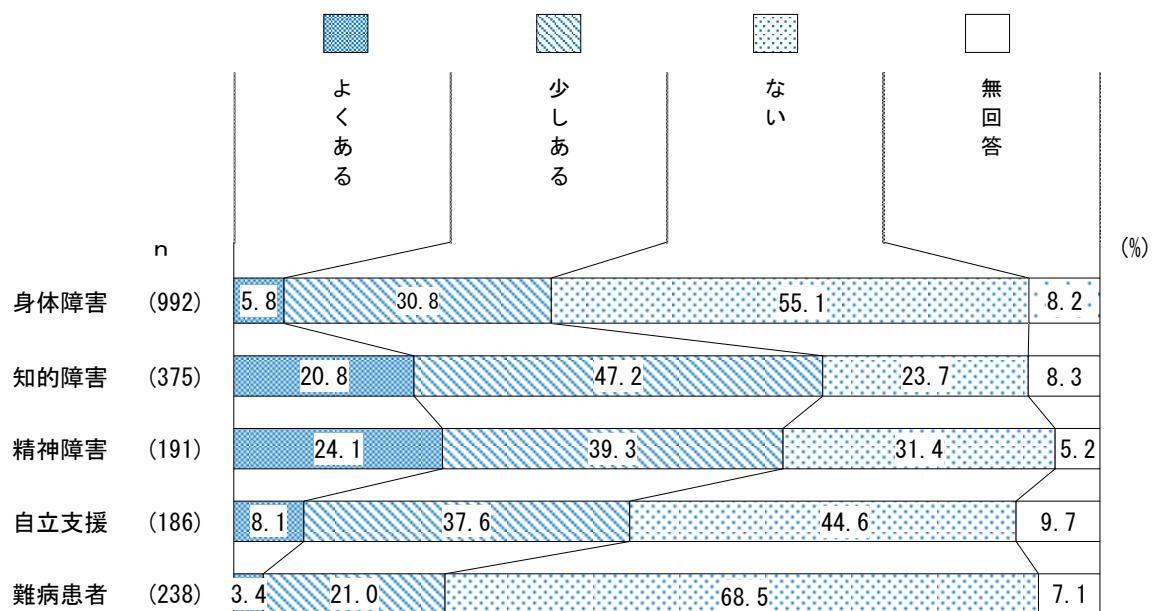
⑩災害時の単独避難の可否（障害当事者調査）

自立支援医療受給者や精神障害者は単独避難ができると思う人が多く、難病患者も7割近くが可能と回答しています。知的障害者や身体障害者ではできないと考える人も多く、単独避難には課題がある状況です。



⑪差別を感じたり嫌な思いをしたことの経験（障害当事者調査）

知的障害者や精神障害者では、差別や嫌な思いを経験した人が多く、半数以上がよくある・少しあると回答しています。身体障害者や自立支援医療受給者では経験者はやや少なく、難病患者では約7割がないと回答し、差別経験は少ない傾向です。



⑫差別を感じたり、嫌な思いした状況（障害当事者調査）

身体障害者や知的障害者は、公共施設・交通機関やお店の利用時に困難を感じることが多い傾向です。精神障害者や自立支援医療受給者は、職場や仕事探しの場面で困難を感じる割合が高めです。難病患者は、職場やお店の利用など、生活のさまざまな場面でやや困難を感じる傾向があります。

		回答数 (n)	家庭で過ごしている時	する時 公共施設や交通機関を利用	保育施設や学校にいる時	職場にいる時	お店を利用する時	病院を利用する時	仕事を探す時	住む家を探す時	その他	無回答
単位 : %												
障害種別	身体障害	364	6.3	36.3	3.6	16.2	30.5	20.1	10.7	2.7	10.4	10.2
	知的障害	255	5.1	47.1	28.2	11.0	44.3	21.2	7.5	0.8	5.9	4.3
	精神障害	121	27.3	26.4	14.0	33.1	18.2	23.1	30.6	8.3	10.7	5.0
	自立支援	85	20.0	17.6	9.4	32.9	16.5	15.3	29.4	4.7	10.6	2.4
	難病患者	58	8.6	27.6	3.4	27.6	27.6	22.4	20.7	3.4	10.3	3.4

⑬障害者施策を進めるにあたって、市が特に充実させていくべきこと（障害当事者調査）

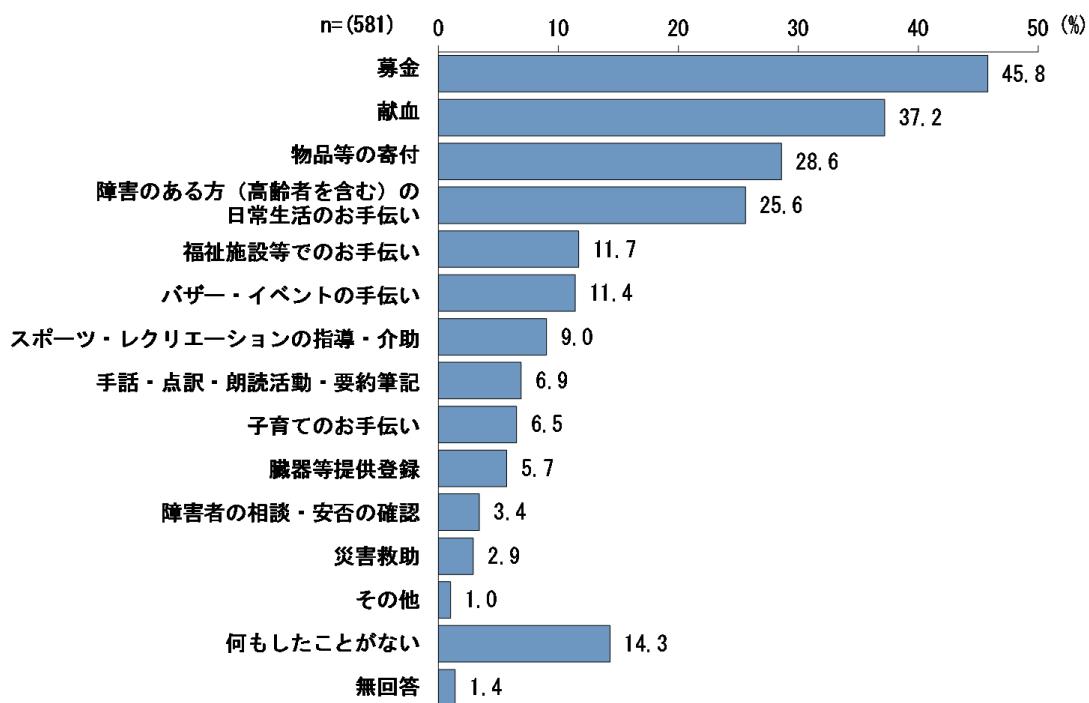
多くの人が早期対応や教育、就労支援、在宅生活支援、住環境の整備などを重要と考えていることが分かります。知的障害者では教育や交流、施設整備の支援希望が特に高く、精神障害者や自立支援医療受給者は就労支援や早期対応を重視する傾向です。身体障害者や難病患者も住環境整備や在宅支援、福祉のまちづくりに関心が高いことが見られます。

		回答数（人）	段階で早期発見・早期治療を考えることで、早い段階での適切な対応に努める」といふこと	可障害の特性を理解し、その伸ばすよくな教育を進める子どものこと	仕事につけるように手助けすること	障害のある人とない人の理解を深めること	ホームヘルパーの派遣など在宅生活支援サービスを充実させること	入所できる施設を整備すること	まちづくり「高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること
単位：%									
障害種別	身体障害	992	27.6	23.5	22.5	21.5	26.2	23.5	41.9
	知的障害	375	33.3	59.5	41.6	34.4	26.9	44.5	49.9
	精神障害	191	41.4	38.2	47.1	22.5	23.0	22.5	31.9
	自立支援	186	41.4	43.5	44.6	26.3	23.1	28.5	34.4
	難病患者	238	45.4	23.9	29.0	16.0	30.3	33.2	39.9

		回答数（人）	障害のある人が住みやすい公営住宅などを整備すること	活動化、スポーツ、レクリエーションなどに参加できるよう支援すること	ボランティア活動を充実させること	福祉による広報など、情報提供を充実させること	その他	特にない	無回答
単位：%									
障害種別	身体障害	992	22.3	11.4	11.1	26.7	5.3	13.5	12.2
	知的障害	375	34.9	23.5	16.0	34.1	3.2	6.7	5.1
	精神障害	191	29.8	15.2	7.9	35.6	9.4	11.5	6.8
	自立支援	186	20.4	21.5	14.5	38.2	2.2	9.1	4.8
	難病患者	238	21.8	15.5	11.8	33.6	1.3	8.8	4.6

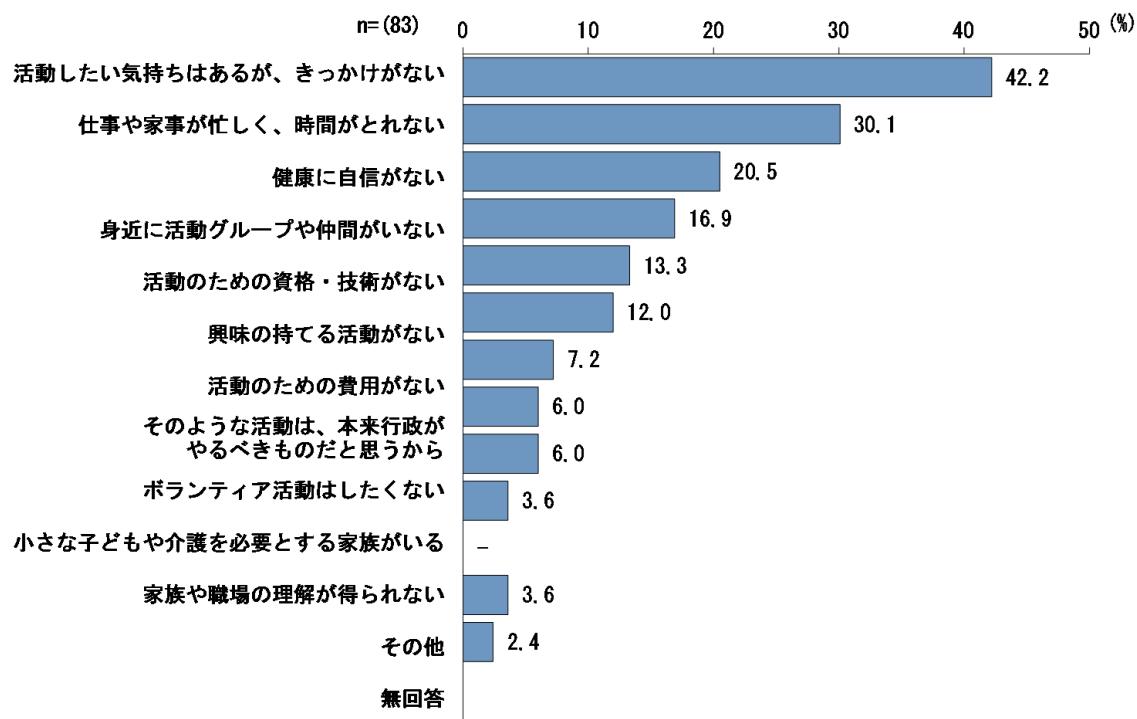
⑭経験のあるボランティア活動（一般市民調査）

募金や献血、物品の寄付が多く、日常生活の支援や福祉施設での手伝いなども一定の割合で経験がある一方、約14%はボランティア経験がないことがわかります。



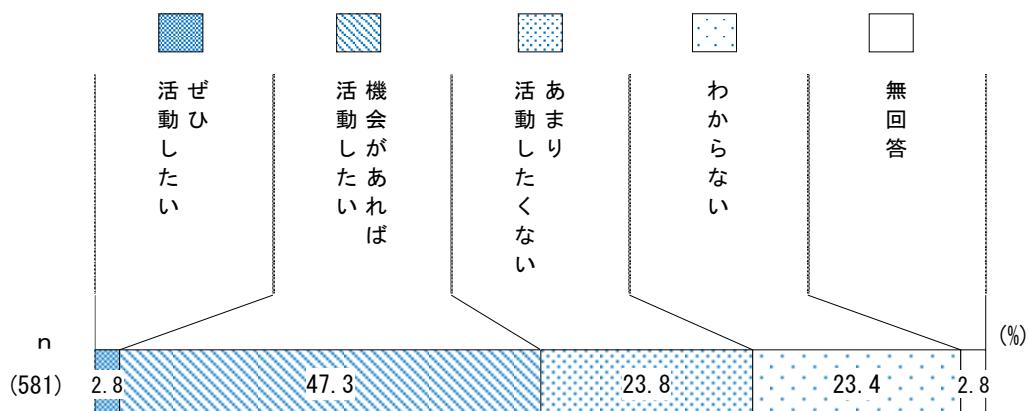
⑮何もしたことがない理由（一般市民調査）

「活動したい気持ちはあるがきっかけがない」「仕事や家事で時間がとれない」「健康に自信がない」が主な要因で、ほかには「身近に活動仲間がいない」「資格や技術がない」なども一定割合見られます。



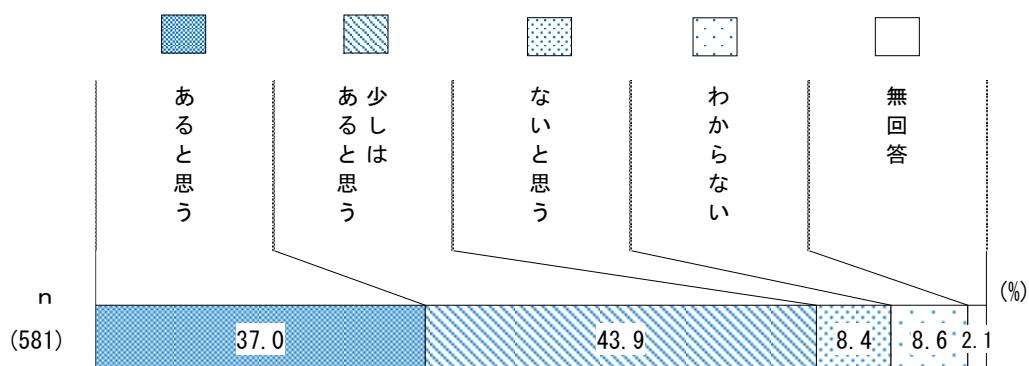
⑯今後のボランティア活動の意向（一般市民調査）

「機会があれば活動したい」が約47%で最多、「ぜひ活動したい」は約3%にとどまり、「あまり活動したくない」や「わからない」がそれぞれ約24%となっています。



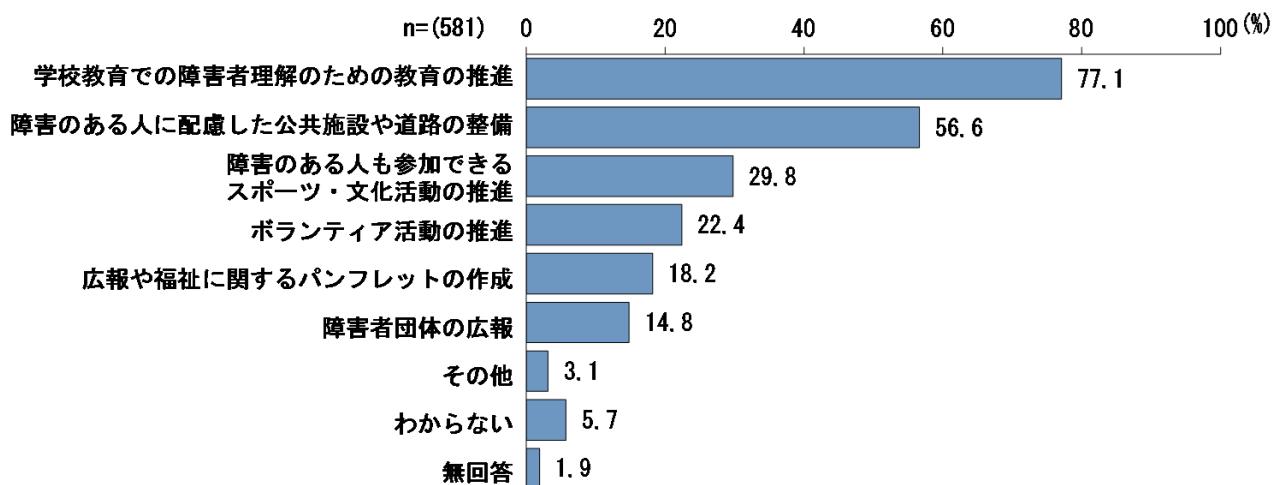
⑰障害者に対する差別や偏見の有無（一般市民調査）

「あると思う」が約37%、「少しはあると思う」が約44%で、合わせて8割近くが何らかの差別や偏見があると感じており、「ないと思う」は約8%にとどまっています。



⑱障害者に対する理解をより深めるために必要なこと（一般市民調査）

「学校教育での障害者理解のための教育の推進」が最も多く、「障害のある人に配慮した公共施設や道路の整備」が続いている。その他、スポーツ・文化活動への参加推進やボランティア活動、広報・パンフレットの作成なども必要とされています。



4 市民ワークショップ結果概要

(1) 実施概要

①実施目的

計画策定の基礎資料とするため、市民ワークショップを開催し、障害福祉の課題や目指すべき将来像について検討しました。

②実施概要

対象者：市内在住・在勤・在学の方

開催場所：中央公民館 3階ホール

開催日程：令和7年9月27日(土)13:30～16:00

開催結果：27名参加（障害当事者・介助者・障害サービス事業所・障害者団体・一般参加者等）

(2) 実施結果

ワークショップで出された意見をもとに、各グループに共通して見られた課題をテーマ別に整理しました。

テーマ	主な課題
社会参加・地域生活	<ul style="list-style-type: none">・障害者が社会や地域とつながる機会が少ない・希望を持って生きられる環境整備の推進・偏見や差別の意識が残る・障害への理解を促進するためのイベントを充実・障害者が参加できるイベントや文化スポーツ活動の場が必要
移動・アクセス	<ul style="list-style-type: none">・車椅子ユーザーの外出が困難・主要機関が分散しているため移動が負担・移動支援や交通手段の充実・公共交通・タクシーのバリアフリー化
生活環境・日常生活	<ul style="list-style-type: none">・安心して外出・利用できる店舗や施設を充実・障害者が安心して利用できる店のマップが欲しい・外出時に迷惑をかけることへの不安・職場における障害への理解促進と社員教育の充実・インクルーシブ教育の推進
居場所・孤立防止・親なき後	<ul style="list-style-type: none">・障害児の居場所を充実・在宅で過ごす障害者の孤立対策（DX活用など）・親なき後の生活サポート
行政への期待	<ul style="list-style-type: none">・行政とサービス事業者の連携・障害者に必要な支援が届きにくい・顔の見える、親しみやすい行政対応・当事者の立場に立ち、意見を丁寧に聞き取る姿勢・アウトリーチ型支援の不足

<市民ワークショップの様子>



(3) 本市の現状と課題

ワークショップの実施結果に加え、市民アンケート、パブリックコメント等の市民の意見をふまえ、前橋市の現状と課題を以下のとおり総括します。

✓ 社会参加・地域生活について

障害のある人は、社会や地域とつながる機会がまだ限られています。アンケートでは、多くの人がイベントや文化・スポーツ活動に参加したいと考えている一方で、参加できていない状況がみられます。また、知的障害や精神障害のある人では、差別や嫌な思いを経験した人が多く、地域の中で安心して活動できる場が十分に確保されていないことが課題です。一般市民の調査でも、8割近くが障害者に対する差別や偏見があると感じており、理解や交流の場を増やすことの必要性が示されています。

✓ 移動・アクセスについて

段差やトイレの不足、交通機関の利用など、物理的な環境で外出に困難を感じる人が多くいます。車椅子利用者の外出は特に負担が大きく、主要施設が離れていることも移動の負担を増やしています。アンケートやワークショップでは、公共交通やタクシーのバリアフリー化、移動支援サービスの充実が十分ではないことが課題として挙げられています。

✓ 生活環境・学校教育について

外出先で安心して利用できる店舗や施設はまだ充実しておらず、必要な情報も手に入りにくいことから、不安を抱えながら外出している人が多く見られます。職場では、障害のある人に対する理解が十分でない場合があり、収入の少なさや通勤の負担、職場の人間関係なども課題としてあがっています。また、インクルーシブ教育への期待や、障害者理解のための教育の推進も示されました。

✓ 居場所・孤立防止・親なき後について

障害児や障害のある成人が過ごせる居場所は十分とは言えず、在宅で生活する人の孤立が課題として浮かんでいます。アンケートでは、知的障害や精神障害のある人の中には、相談できる場所がない、または相談がまれという人もおり、支援ネットワークの不足が見られます。また、親がいなくなった後の生活に対する不安も多く、将来の暮らしを見通せないことが課題になっています。

✓ 行政への期待について

アンケートやワークショップの結果では、必要な支援がすべての人に行き届きにくい状況があることや、行政とサービス事業者の連携が十分ではないことが課題として挙げられています。また、当事者の声をしっかり聞く機会が限られていると感じる人が多く、顔の見える、親しみやすい行政対応の必要性が示されています。

第3章

施策の展開

基本目標 1

差別の解消・権利擁護の推進及び相互理解の促進

施策の方向性

(1) 差別の解消に向けた取組

基本的な考え方

- 障害者基本法第4条の「差別の禁止」の原則に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めることができます。アンケート調査の結果によると、差別等を受けた経験がある人は（「よくある」「少しある」の合計）、知的障害で68.0%、精神障害で63.4%、自立支援医療(精神通院)で45.7%、身体障害で36.6%、難病で24.4%となっています。
- 障害者差別解消法では、地方公共団体においては、職員が適切に対応できるようにするため「職員対応要領」を定めるように努めるものとされており、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を行っていくことが必要です。
- 障害者差別解消法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待の防止などに取り組む必要があります。

推進施策

No.	施策概要	
1-1-1	施策名	障害及び障害のある人への理解を深めるための広報啓発活動の充実
	所 管	障害福祉課
	内 容	「障害」と「障害のある人」についての市民の理解が深まるよう、障害者週間（毎年12月3日～9日）をはじめ、年間を通じて各種広報活動を行い、障害者差別解消法やヘルプマークなどの存在の普及・啓発を図ります。障害の有無に関わらず誰もが参加できる「手話フェスタ」、「みんなのフェスタ」、「インクルーシブスポーツフェスタ」などを通じて、障害者団体と地域団体が協働して企画するイベントを推進します。
1-1-2	施策名	障害者差別解消法に基づく地域住民等に対する啓発活動
	所 管	障害福祉課
	内 容	地域住民や事業者に向けて、障害者差別解消法の内容（不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務など）をわかりやすく伝えるために関係機関と連携して各種啓発活動に取組み、地域全体で、障害の有無によって分け隔てされることのない共生社会の実現を目指します。
1-1-3	施策名	障害者差別解消法に基づく行政サービスにおける配慮
	所 管	障害福祉課
	内 容	「前橋市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」、「前橋市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、職員が適切に対応できるよう、具体的な事例を示しながら、障害のある人に対して差別的な取扱いをしないこと、そして必要に応じて合理的配慮を提供することを周知します。また、障害者本人や支援者との建設的対話を通じて、意思疎通支援や物理的環境への配慮、制度・慣行の柔軟な変更を行うなど、行政が率先して共生社会の実現に向けて取組みます。

No.	施策概要	
1-1-4	施策名	遠隔通信端末による手話サービスの提供
	所 管	障害福祉課
	内 容	本庁の窓口と障害福祉課、社会福祉協議会と通信端末を接続し、聴覚障害者とのスムーズな意思疎通を支援します。
1-1-5	施策名	手話言語条例制定後の取組
	所 管	障害福祉課
	内 容	手話を言語と位置づけ、普及を図る手話言語条例が制定されたことにより、手話の普及・啓発に向けた施策について、有識者や関係団体の代表者等で構成する自立支援協議会（手話施策検討部会）において、方針を策定し推進します。
1-1-6	施策名	虐待の予防及び早期発見・早期対応の推進
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害のある人が安心して暮らせる地域社会を築くため、障害者の虐待予防、虐待を受けた人の早期発見、保護や相談に対応する体制の充実を図ります。また、前橋市障害者虐待防止センターでは、障害者福祉施設やサービス提供事業所等に対して虐待防止法の周知と理解促進を進め、障害者の権利擁護と安全確保に努めます。
1-1-7	施策名	児童生徒への人権教育の推進
	所 管	学校教育課
	内 容	児童生徒が人権の重要性について理解し、それを普段の態度や行動として具体化していくよう、引き続き各学校における教育活動全体を通じた指導の充実を図ります。 このため、教職員の人権感覚の高揚、常時指導の充実、人権教育の全体計画・年間指導計画の改善について、研修等の実施を推進します。

施策の方向性

(2) 成年後見制度の利用促進と権利擁護体制の充実

基本的な考え方

- 障害のある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、結果として人権や財産に侵害を受けることがあるため、権利擁護体制の充実が求められています。
- アンケート調査の結果によれば、消費者被害・トラブルにあった経験を持つ人は、精神障害で21.0%、自立支援医療(精神通院)で14.5%、身体障害で12.7%、知的障害で4.5%となっています。超高齢化社会が加速し、権利擁護について支援が必要な障害者はさらに増加していくと見込まれます。必要な人が適切な支援を確実に受けられるようにしていくことが重要です。

推進施策

No.	施策概要	
1-2-1	施策名	成年後見制度（成年後見制度利用支援）
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害のある人が地域で安心して暮らし、自己決定を尊重される社会の実現に向け、財産管理等の重要な法律行為等について、国の制度改革の方向性を踏まえながら障害のある人の立場に立った成年後見制度の利用促進を図ります。障害のある人の地域移行や介護者の高齢化が進むなか、障害者の権利・利益の保護のため必要な方へ市長による申し立てや費用の助成を実施します。
1-2-2	施策名	日常生活自立支援事業
	所 管	市社会福祉協議会
	内 容	知的障害や精神障害等により判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等について、適切な援助が得られるよう努めます。本事業に寄せられる相談や依頼は年々増加し、またその内容は複雑化・多様化しているため、体制の充実を図り、成年後見制度の利用も考慮しながら適切な支援を行います。

基本的な考え方

- 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、市民一人ひとりが「障害」と「障害のある人」についての理解と認識を深めることが重要です。
- 障害の有無に関わらず、いっしょに活動したり同じ時間を過ごすことが当たり前となるよう、学校や地域など日常的な暮らしの場でともに過ごす機会を増やしていくことが大切です。
- 障害者関連の施設について、限られた人が利用する場としてではなく、広く地域に開かれた交流拠点として位置づけていくことが大切です。
- アンケート調査結果によれば、市民のうち 85.0%が「共生社会」の考え方について当たり前だと思う（「当たり前だと思う」「どちらかといえば当たり前だと思う」の合計）と回答しています。今後、施設や病院から地域生活への移行を進めていく上で、地域住民の理解と認識が必要であり、引き続き障害や障害のある人に対する正しい知識の普及に努めていく必要があります。

推進施策

No.	施策概要	
1-3-1	施策名	地域における社会教育活動の充実
	所 管	生涯学習課
	内 容	社会的課題や地域課題を踏まえ、より住みやすい地域とするため、地域の障害のある人も含めた様々な人が参加できるよう、自治会との連携を図りながら社会教育活動の充実に努めます。また、特別支援学校や障害者福祉団体、地域の障害者支援施設等と連携した作品展示などを通じ、障害の理解啓発に努めます。
1-3-2	施策名	学校における福祉教育の推進
	所 管	学校教育課
	内 容	小中学校では総合的な学習の時間や特別活動を活用して、福祉体験・施設訪問などの交流に取り組んでおり、今後もこうした取り組みにより障害のある人や高齢者への理解促進を図ります。また、体験が単発的な活動にとどまらないよう、発達段階に応じた指導計画を作成し計画的に福祉教育を推進します。
1-3-3	施策名	地域における啓発とインクルーシブな福祉教育の推進
	所 管	市社会福祉協議会
	内 容	市社会福祉協議会では、学校の総合学習の中で、児童生徒に福祉講座や福祉体験を実施するとともに、地域や企業へも地域共生社会に向けた福祉体験に取り組みます。

No.	施策概要	
1-3-4	施策名	交流及び共同学習の推進
	所 管	教育支援課
	内 容	障害のある子どもが障害のない子どもと交流し、相互に理解を深めるための交流及び共同学習を推進します。引き続き特別支援学校と近隣の小学校や、居住地校交流（特別支援学校の生徒が地元の学校で児童生徒と交流）など、地域や学校、こどもたちの実態に応じて工夫し進めていきます。
1-3-5	施策名	福祉施設と地域との交流の充実
	所 管	障害福祉課、市社会福祉協議会
	内 容	各障害者福祉施設と地域の交流が充実するよう、福祉施設の地域化に向けて、引き続き努力していきます。施設行事やグループホーム等の地域連携推進会議への地域住民の参加により、地域とのつながりを深め相互理解を促進し、地域で生活をともに営む同士として日常的な交流が緊密になるよう支援していきます。地域住民との交流機会のさらなる促進と内容の充実とともに、サポート役となるボランティアの充実を図ります。

基本目標2 早期療育及び特別支援教育の充実

施策の方向性 (1) 乳幼児期からの早期支援・早期療育の充実

基本的な考え方

- 障害のある子どもに対しては、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていくことが大切です。健康診査等により障害の早期発見を図るとともに、障害の種類や程度に応じ、適切な支援や療育を実施していくことが重要です。
- 保護者に寄り添った支援を進めていくため、今後も、乳幼児の発達相談や保護者に対する助言等の早期療育相談体制の充実が必要です。

推進施策

No.	施策概要	
2-1-1	施策名	障害乳幼児等対策体制の推進強化
	所 管	こども支援課、障害福祉課
	内 容	保育所・こども園・幼稚園での様子や健診結果等により、発達の遅れが疑われる子どもについては相談等で個別対応の上、必要に応じ専門機関を紹介し、早期発見や療育、医療等の支援につなげています。就学前から就学、進級等の移行期に支援が途切れないよう、引き続き各関係機関の連携強化を図ります。
2-1-2	施策名	5歳児就学前健康診査の実施
	所 管	こども支援課
	内 容	3歳児健康診査までには把握されにくい、発達的な特性に対する保護者や支援者の理解を促し、児の健全な成長と保護者の育児不安の軽減を目指すとともに就学支援へのスムーズな移行を図るため、各関係機関と連携し、5歳児就学前健康診査を実施します。
2-1-3	施策名	子育て支援事業の実施
	所 管	こども支援課
	内 容	心身の発達状況や出生・育児状況から精神・運動面において発達の遅れ等が心配される乳幼児を早期に把握し、相談や教室参加等を継続的に行い、良好な発達を促進できるよう支援します。乳幼児の健全な育成が図れるよう事業を推進していきます。また、適切な相談対応と切れ目のない支援の実施に向け、体制の充実を図ります。

No.	施策概要	
2-1-4	施策名	幼児教育センターにおける就学相談の実施
	所 管	教育支援課
	内 容	幼児教育センターにおいて、就学に関する相談を受け、必要に応じて担当職員による就学に向けての個別相談・個別指導（幼児教室・ことばの教室）を行います。また、医師等による相談も行い、専門的な意見を受けながら就学に向けての学びの場を検討します。相談件数は年々増えており、こども発達支援センターと適切に連携及び機能分担を進めながら、取り組みの充実を図ります。
2-1-5	施策名	保育士の研修
	所 管	こども施設課
	内 容	障害のある子どもや障害を疑われる子どもの保育においては、一人ひとりに応じた様々な配慮が重要であり、保育士が正しい知識や適切な対応方法及び保護者支援等に関して学べるよう、保育士研修の充実を図ります。こども発達支援センターでの研修を行うなど今後も保育士全体の質の向上を目指した研修会・講演会を実施します。

基本的な考え方

- 障害の有無にかかわらず、誰もがその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するためには必要な力を培うため、一人ひとりの障害の状況等に応じてきめ細かな教育を行っていくことが大切です。
- 教育課程と教育内容・教育方法を工夫するとともに、職員の専門性や指導力向上の研修、保護者に対する相談支援の充実も必要です。

推進施策

No.	施策概要	
2-2-1	施策名	幼児教育センターにおける研修や幼児教育アドバイザーの派遣
	所 管	教育支援課
	内 容	幼児教育に関わる教員や保育士が、発達が気になる幼児に対する理解や保育の在り方、適切な保護者支援を進められるよう、様々な研修会を開催しています。今後も教員や保育士の資質向上に向け、引き続き幼児教育センターによる研修を行います。また、障害のある子どもや障害を疑われる子どもへの指導・支援のあり方など、教員や保育士の相談に応じるために、幼児教育アドバイザーが直接幼稚園・保育所・認定こども園に出向く、出前研修・出前相談を実施します。
2-2-2	施策名	保育関係施設における障害児の入所について
	所 管	こども施設課
	内 容	保護者の就労や傷病等の事由で家庭での保育ができない障害児については、保育施設での集団生活に支障がないと判断された場合に、一般児童と一緒に保育を実施しています。なお、児童に障害がある場合、入所選考基準調整における加点があります。今後も引き続き障害児の受け入れ体制の強化を進めていきます。
2-2-3	施策名	前橋市教育支援委員会
	所 管	教育支援課
	内 容	特別支援学校や特別支援学級等への入学や入級等にあたり、障害種別に部会を開催し、医師、教職員、学識経験者、児童福祉関係職員の協議による総合的な判断を行い、保護者へ就学先や、学びの場や合理的配慮に関する助言を行います。
2-2-4	施策名	特別支援教育の充実
	所 管	教育支援課、学校教育課
	内 容	特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室で学ぶ児童生徒や、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒に対し、きめ細かな支援と教育の充実を図るために、巡回相談の充実に努めます。また、学校の要請に応じ、全教職員を対象とした講義・研修や、授業参観にもとづく指導助言を行います。

No.	施策概要	
2-2-5	施策名	特別支援教育の支援体制の整備
	所 管	教育支援課、学校教育課
	内 容	各学校における障害のある児童生徒の状況や指導体制の把握に努め、臨時職員の適正な配置と研修によるサポート、教育施設課と連携した環境整備に取り組みます。
2-2-6	施策名	放課後児童クラブの障害児受け入れ支援
	所 管	こども施設課
	内 容	就労等で保護者が放課後に不在の児童に対し、安心して過ごせる場を提供する放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもも安心して利用できるよう、受け入れ体制の整備と支援を進め、すべての子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくりを目指します。

基本的な考え方

- 障害のある子ども一人ひとりが、発達の特性に応じた適切な支援を受けながら、安心して成長できるようにすることが重要です。また、子どもの育ちを支える家族が、孤立せずに安心して子育てができるよう、相談支援やレスパイトなど多様な支援を充実させることが求められています。

推進施策

No.	施策概要	
2-3-1	施策名	家族支援体制の充実
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害のある子どもを育てる家庭が、安心して日常生活を送ることができるよう、家族全体を支える支援体制の充実を図ります。保護者が気軽に相談できる体制を整えるとともに、日常的な介護や見守りによる心身の負担を軽減するため、短期入所や日中一時支援などのレスパイトサービスの充実に努めます。
2-3-2	施策名	保護者への学びと交流の機会づくり
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害のある子どもの発達や特性を理解し、家庭や地域で適切に関わることができるように、保護者への学びの機会を充実します。また、共通の悩みや経験を持つ保護者同士が交流し、互いに支え合える場を設けることで、孤立感の軽減や情報共有を促進します。

基本目標3 保健・医療の充実

施策の方向性

(1) 保健・医療の充実

基本的な考え方

- 乳幼児期の健診等を契機に、早期発見・早期治療及び療育によって障害を軽減し、その持てる可能性をできる限り伸ばしていく関わりが大切です。また、保護者の育児不安を軽減していくサポートも重要です。
- 壮年期以降は、脳卒中や心臓病などの疾病による障害の発生も多く、一義的には市民一人ひとりの健康づくりによる生活習慣病予防が大切です。疾病になるリスクのチェックや健康な生活に向けた行動変容を促すため、健康診査や保健指導の確実な実施が重要です。介護予防の取組も欠かせません。
- 社会生活環境の変化によるストレスから、こころの健康を損なう人が増えています。精神疾患は生活習慣病と同じく誰でもかかりうる病気であることを認識し、こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発を進めていくことが大切です。
- 障害のある人が地域の中で安心して生活できるよう、重症化防止のための必要な医療を適切に受けられる環境を整えることが大切です。

推進施策

No.	施策概要	
3-1-1	施策名	乳幼児期の成長に応じた健康診査の実施
	所 管	こども支援課
	内 容	乳幼児期の発達段階に応じた各種健康診査を実施し、受診率の向上を図ります。障害やその疑いのある乳幼児については、保護者や支援者が発達の特性を理解できるよう支援し、乳幼児の健やかな成長と保護者の育児不安の軽減を目指します。また、就学へのスムーズな移行を支援します。
3-1-2	施策名	特定健康診査の実施
	所 管	国民健康保険課
	内 容	生活習慣病の予防と早期発見のため、40歳以上の国保被保険者を対象とした特定健康診査を行うとともに、さらなる受診率の向上を図ります。
3-1-3	施策名	特定保健指導の実施
	所 管	国民健康保険課
	内 容	特定健康診査の結果、メタボリック症候群の該当者と予備群の人に対しては、特定保健指導として栄養や運動等に関する指導を実施します。健康管理に関する正しい知識の普及を通じて、壮年期からの健康についての意識高揚と行動変容を支援します。

No.	施策概要	
3-1-4	施策名	健康相談の実施
	所 管	健康増進課
	内 容	市民が健やかな生活を営むことができるよう、様々な健康に関する相談に対応しています。今後も窓口相談や電話相談を実施し、生活習慣の改善のきっかけとなるよう、健康意識の高揚を図ります。
3-1-5	施策名	健康教育の実施
	所 管	健康増進課
	内 容	市民一人ひとりが、健康づくりの必要性を自覚し、健康の保持増進に努められるよう生活習慣病予防のための健康教育を行い、健康情報を提供します。今後も市民のニーズを捉えながら、個別健康教育と集団健康教育により、正しい知識の普及・啓発に努めます。
3-1-6	施策名	介護予防事業
	所 管	長寿包括ケア課
	内 容	障害の有無に関わらず、65歳以上で介護予防の必要性の高い人をスクリーニングし、「介護予防・日常生活支援総合事業」として、通所・訪問により介護予防プログラムを提供します。 (通所型) 運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善等を目的に行います。 (訪問型) 通所が困難な場合等に実施します。
3-1-7	施策名	リハビリテーションの充実
	所 管	長寿包括ケア課
	内 容	障害のある人の地域生活を支える基盤づくりのひとつとしてリハビリテーションは不可欠であり、医療・福祉のリハビリテーションにとどまらず、生活の場に密着した様々な形のリハビリテーションの充実を図ります。
3-1-8	施策名	自立支援医療の推進
	所 管	障害福祉課、保健予防課
	内 容	治療や障害の軽減のための医療について、医療費を支給します（自己負担あり）。適正な医療受診を促進し、自立した社会生活が営めるよう支援します。
3-1-9	施策名	重度心身障害者（児）医療費の助成、高齢重度障害者医療費の助成
	所 管	国民健康保険課
	内 容	重度心身障害者（児）及び高齢重度障害者が、疾病に対して円滑に受診できるよう、一定の条件に該当する場合に保険診療の自己負担金相当額を公費で負担し、健康管理及び福祉の向上に努めます。他法他制度に基づく公費負担医療制度も受給している場合は、他制度が優先されるため、受診時の注意点をわかりやすく周知します。
3-1-10	施策名	水治療法室の機能の充実
	所 管	指導監査課
	内 容	総合福祉社会館の水治療法室において、障害のある人、障害のあるこども及びリハビリを必要としている高齢者などの健康増進・維持の取り組みを実施しています。今後も、利用しやすい運営に努めます。

No.	施策概要	
3-1-11	施策名	スマイル健康診査の実施
	所 管	健康増進課
	内 容	生活習慣病の予防と早期発見のため、職場や学校などで健診を受ける機会のない18歳から39歳の人を対象として、健康診査と保健指導を実施します。
3-1-12	施策名	歯科知識の普及・啓発
	所 管	健康増進課
	内 容	障害児者の歯と口腔の健康を保つため、定期的な歯科健診の受診及びセルフケアが実施できるよう保護者及び施設職員等に情報提供・啓発を行い、歯科保健対策の充実を図ります。
3-1-13	施策名	新生児聴覚検査の普及・啓発
	所 管	こども支援課
	内 容	聴覚障害の早期発見を目的とした新生児聴覚検査の普及・啓発に努めます。母子健康手帳交付時の保健指導において、聴覚検査についての説明及び受診勧奨を行うとともに、出生連絡票により新生児聴覚検査の結果を把握し、早期発見及び早期支援に努めます。

基本的な考え方

- 社会環境の変化や人間関係の希薄さ等によるストレス、トラブル等により、精神疾患患者が増加しています。精神障害者やその家族等からの様々な相談に対し、身近な地域において、より適切に対応できる体制を確保する必要があります。

推進施策

No.	施策概要	
3-2-1	施策名	精神保健知識の普及・啓発
	所管	保健予防課
	内容	市民が自身のこころの健康について関心を持つとともに、精神疾患や精神障害についての誤解や偏見を取り除き、精神保健に対する正しい理解と協力を得るため、精神保健知識の普及・啓発に努めます。また、若年層に対してメンタルヘルスの知識やストレスへの対応方法などの研修の実施を図ります。
3-2-2	施策名	精神保健福祉施策の推進
	所管	保健予防課
	内容	精神障害者の地域移行や社会参加を促進するため、引き続き関係機関との情報交換や課題の共有を進めます。また、群馬県こころの健康センターとの連携も強化し、精神保健福祉施策の推進を図ります。
3-2-3	施策名	精神保健相談支援事業の推進
	所管	保健予防課
	内容	精神に障害のある人や関係者からの相談、支援職員の相談に対応するため、精神科医による相談の機会を確保しており、引き続きその着実な実施を図ります。また、保健師や精神保健福祉士による来所相談及び電話相談についても、その充実を図るとともに、相談窓口の周知に努めます。

施策の方向性

(3) 難病患者支援の推進

基本的な考え方

- 難病・小児慢性特定疾病療養者及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、療養上の不安や生活課題に応じた相談支援を行うとともに、地域における支援体制の強化とネットワークの構築を図っていくことが重要です。

推進施策

No.	施策概要	
3-3-1	施策名	難病患者地域支援事業の推進
	所 管	保健予防課
	内 容	難病患者の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細かな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、関係機関等と連携しながら療養相談、研修会等を実施します。
3-3-2	施策名	小児慢性特定疾病事業の推進
	所 管	保健予防課
	内 容	小児慢性特定疾病医療支援により小慢児童等家庭の医療費の負担軽減を図ります。また、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、関係機関等と連携しながら療養相談、研修会等を実施します。
3-3-3	施策名	難病・小児慢性特定疾病療養者の災害対策
	所 管	保健予防課
	内 容	在宅人工呼吸療養者を中心に、災害時個別プランの作成等を推進し、災害時に適切な行動が取れるよう支援します。また、関係機関等と連携し、地域における自助・共助を促進する仕組みづくりに務めます。

基本目標4 障害福祉サービスの整備と住まいの確保

施策の方向性

(1) 相談支援体制の充実

基本的な考え方

- 障害のある人やその家族が抱える様々な問題についての相談対応や情報提供は、障害のある人の地域生活を支援する上でとても大切です。今後も、安心して、また気軽に利用できる相談体制・情報提供の充実が重要です。
- 障害のある人の日々の生活を支援するためには、一人ひとりのニーズに基づいたサービス等利用計画に沿って、様々なサービスを一体的・総合的に提供できるよう、ケアマネジメント体制の充実が大切です。
- アンケート調査で福祉サービスの利用意向をたずねたところ、「相談支援」の利用意向は、知的障害で49.1%（利用経験は44.3%）、精神障害で35.6%（利用経験は19.9%）、難病で25.6%（利用経験は7.6%）、身体障害で20.2%（利用経験は10.0%）となっており、相談に対する大きな期待がうかがえます。

推進施策

No.	施策概要	
4-1-1	施策名	障害者相談支援事業の充実
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害のある人や家族・介護者等も含め、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。市内8か所で相談支援事業を実施しており、年々、相談内容の多様化・複雑化が進んでいるため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業者と前橋市自立支援協議会をはじめとする関係各機関との連携をさらに強化しながら事業の充実を図ります。
4-1-2	施策名	障害者ケアマネジメント体制の整備
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害のある人の自己選択・自己決定を尊重し、権利擁護の観点から、生活ニーズに基づいた相談支援を実施し、福祉・保健・医療・教育・就労などのサービスを一体的・総合的に提供できる体制づくりを目指します。 相談支援事業と密接に連携することで、障害のある人が身近な窓口で情報提供や支援を受けられる体制を推進し、障害のある人が地域で安心して暮らし、自己実現を図るためのケアマネジメント体制の充実に努めます。

No.	施策概要	
4-1-3	施策名	障害者相談員制度
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害者相談員は、主に障害のある人やその家族の経験や情報を生かし、障害のある方やその家族からの相談に、身近な立場から応じています。地域の障害者支援の情報提供・助言・行政との連携を担い、障害のある方の社会参加や理解促進など、福祉の推進を図ります。
4-1-4	施策名	前橋市基幹相談支援センターの運営
	所 管	障害福祉課
	内 容	前橋市基幹相談支援センターは、本市の障害者相談支援の中核的な役割を担う機関として常に利用者の立場に立ち、公平中立で専門性及び一貫性のある運営を念頭に置きながら、相談支援事業者をはじめとする関係機関と連携し、障害のある人やその家族等の福祉の向上を図ります。地域の障害者支援のネットワーク構築の中核として機能し、専門性と連携力を活かし、障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを支えていきます。
4-1-5	施策名	安心ネットまえばし（地域生活支援拠点）の充実
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援の機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域における複数の機関・事業所等で分担しています。引き続き、障害のある人が住み慣れた前橋で安心して暮らせるためのサービス提供体制を整え、「安心ネットまえばし」の充実を図ります。

基本的な考え方

- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくよう、障害福祉計画に基づき、サービス事業者の協力を得ながら障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量を確実に確保していくことが重要です。
- アンケート調査の結果によれば、相談支援以外のサービスの利用意向に関し、身体障害では居宅介護（16.2%）が最も高く、知的障害では共同生活援助（グループホーム）（30.9%）と短期入所（29.6%）が、精神障害では就労継続支援（17.3%）と就労移行支援（16.8%）が、難病では居宅介護（ホームヘルプ）（12.6%）が高くなっています。また、ほとんどの福祉サービスについて、実際の利用状況に比べて利用の意向が高いことから、現在はサービスを利用していないものの今後はサービスを利用したいと思っている人（潜在層）が多いことがうかがえます。

推進施策

No.	施策概要	
4-2-1	施策名	障害福祉サービスの実施
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害者総合支援法に基づき障害種別に関わりなく共通の福祉サービスが提供されています。3年ごとに策定している「前橋市障害福祉計画」に基づき、必要なサービス量の確保とサービス提供を図ります。
4-2-2	施策名	地域生活支援事業の実施
	所 管	障害福祉課
	内 容	地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施することが好ましい事業として位置づけられています。障害のある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、相談支援や必要な情報の提供、手話通訳者及び要約筆記者等の派遣、日常生活用具の給付・貸与、移動支援、地域活動支援センターなどの事業を、地域特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施していきます。「前橋市障害福祉計画」により、必要なサービス量の確保とサービス提供を図ります。
4-2-3	施策名	高次脳機能障害者支援の推進
	所 管	保健予防課
	内 容	高次脳機能障害はとらえにくい障害といわれ、本人の自覚がなかったり周囲の理解が得にくいことも多い障害です。高次脳機能障害者の社会復帰支援のため、国・県など関係機関と連携を図りながら、職員の相談対応スキルの向上など、支援体制の整備を推進します。

No.	施策概要	
4-2-4	施策名	発達障害児者支援の推進
	所 管	こども支援課、障害福祉課、保健予防課、教育支援課
	内 容	広汎性発達障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）などの発達障害には、周囲の理解不足や誤解の発生、早期発見と専門的支援の必要性などの課題があります。発達障害は障害者総合支援法によってサービスの給付対象となり、切れ目のないサービス提供が行われることになりました。児童・保護者に対する相談等の個別支援のほか、児童が在籍する学校・幼稚園・保育所・こども園の職員に対する助言などを実施しており、今後も、府内関係課の効果的な役割分担や群馬県発達障害者支援センター等関係機関との連携により、適切な支援を行います。
4-2-5	施策名	補装具費の支給
	所 管	障害福祉課
	内 容	必要と認められた障害者（児）・難病患者等に、補装具の購入、修理費等を支給します。等級による制限と市民税の課税状況に応じた自己負担があります。
4-2-6	施策名	難聴児補聴器購入費の補助
	所 管	障害福祉課
	内 容	身体障害者手帳の交付対象とならないために、補装具費の支給対象外である軽・中度の難聴児に対し、補聴器の購入費用等の一部を助成することにより、当該児童の言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。
4-2-7	施策名	福祉手当等の支給
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害者（児）本人又は障害児を養育している保護者等に対し、障害の程度や条件に応じて、手当を支給します。

基本的な考え方

- 医療的ケアを必要とする児童は、専門的な知識と技術を持つ支援者の配置や、安定した生活環境の確保が不可欠です。家庭での生活や学校・地域での活動を可能にするためには、医療・福祉・教育の連携を強化し、切れ目がない支援体制を整えることが重要です。また、保護者の負担軽減や安心してこどもを地域で育てられる環境を整備することも必要です。こうした観点から、医療的ケア児等とその家族が安心して生活できるよう、地域における支援体制の拡充とサービスの質の向上を図ります。

推進施策

No.	施策概要	
4-3-1	施策名	医療的ケアの充実
	所 管	障害福祉課、教育支援課、こども施設課
	内 容	医療的ケア児等が安心して学校や保育施設に通うことができるよう、看護師の配置等、環境整備に努めます。併せて、看護師が配置されていない学校や保育施設において、訪問看護師が医療的ケアを行う医療的ケア支援事業を実施します。
4-3-2	施策名	レスパイトケアの利用促進
	所 管	障害福祉課
	内 容	医療的ケア児等を介護する家族の負担を軽減するため、短期入所、日中一時支援、要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業等、レスパイトケアの利用促進を図ります。

施策の方向性

(4) 住まいの場の確保・多様化

基本的な考え方

- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、設備等に配慮された市営住宅の整備・供給や、現在住んでいる自宅のリフォームの支援などを進めることが大切です。
- アンケート調査の結果によると、共同生活援助（グループホーム）の今後の利用意向は、知的障害で30.9%（利用経験は10.4%）、精神障害で12.6%（利用経験は7.9%）、身体障害で3.8%（利用経験は1.6%）、難病で2.5%（利用経験は0.8%）と、知的障害及び精神障害で高い利用意向が示されています。

推進施策

No.	施策概要	
4-4-1	施策名	市営住宅整備事業
	所 管	建築住宅課
	内 容	市営住宅整備事業を実施する際は、前橋市公営住宅等長寿命化計画に基づき、バリアフリー対応に務めるとともに、障害のある人が安心して暮らせる住まいを実現します。
4-4-2	施策名	住宅改造費の補助
	所 管	障害福祉課
	内 容	身体の上肢、下肢、体幹又は視覚に重度の障害を有する者に適するよう住宅設備を改造するための経費の一部を補助することにより、障害のある人の在宅生活環境の改善を促進します。
4-4-3	施策名	市営住宅の空室を活用したグループホームの運営
	所 管	建築住宅課、障害福祉課
	内 容	障害のある人の地域生活への移行を促進させるためには、市営住宅のグループホームとしての活用は、有効な方策であるため、住宅部局との連携により、グループホームの整備促進を図ります。

基本的な考え方

- 多様化する福祉ニーズに対応するため、今後も専門知識・技術を有する福祉マンパワーの育成と確保を図ることが重要です。
- 介護・福祉分野の人材不足が深刻化し、福祉人材の確保が重要な課題である中で、介護職員の待遇改善や働きやすい職場環境の整備を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、障害福祉サービス事業所において、サービスの質を向上させるために必要な支援として、「職員の研修、訓練への支援」が 65.6%、「必要な人材のあっせん」が 56.8%、「財政面での支援」が 52.0% となっています。
- また、身体障害者調査の結果によると、コミュニケーションや情報取得の際に困ることとして、視覚障害では「音声情報が少ない」(38.6%)、「案内表示がわかりにくい」(25.0%)などが高く、聴覚障害では「文字情報が少ない」(27.8%) が高くなっています。ガイドヘルプや手話通訳など専門的な技術を有する人材についても、さらに養成・確保を進めていくことが重要です。

推進施策

No.	施策概要	
4-5-1	施策名	手話通訳者の養成・確保
	所 管	障害福祉課
	内 容	群馬県と共同により手話通訳者の養成講座を毎年実施し、認定試験を経て市の手話通訳者としての登録を行っています。今後も養成講座を実施して手話通訳者の確保に努めるとともに、研修によって資質の向上を図ります。
4-5-2	施策名	要約筆記者の養成・確保
	所 管	障害福祉課
	内 容	群馬県と共同により要約筆記者の養成講座を毎年実施し、認定試験を経て市の要約筆記者としての登録を行っています。今後も養成講座を実施して要約筆記者の確保に努めます。
4-5-3	施策名	盲ろう者向け通訳・介助員の養成・確保
	所 管	障害福祉課
	内 容	群馬県と共同により盲ろう者向け通訳・介助員の養成講座を毎年実施し、盲ろう者向け通訳・介助員としての登録を行っています。今後も養成講座を実施して盲ろう者向け通訳・介助員の確保に努めます。

No.	施策概要	
4-5-4	施策名	福祉サービスの質の確保（指定事業所）
	所 管	指導監査課、障害福祉課
	内 容	障害のある人が地域で自立した生活を支援するため、多様なニーズに対応した事業を実施する指定障害福祉サービス事業所等の充実を図ります。また、障害のある人が自分に合ったサービスを適切に受けられるよう、利用者等からの苦情や相談を適切に解決するための対応を行い、指定障害福祉サービス事業所等が適正なサービスの提供を行うよう指導に努めます。
4-5-5	施策名	福祉人材の確保
	所 管	障害福祉課
	内 容	サービスの安定的な提供体制を確保するため、福祉人材の確保と定着を図ります。福祉現場におけるハラスメント防止に関するガイドラインやハラスメント対策等に関する研修を周知するほか、福祉従事者向け相談窓口を案内するなど積極的な情報提供を行い、安心して働く職場環境の整備を推進します。
4-5-6	施策名	障害福祉サービス事業所等の施設整備
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害福祉サービスを提供する施設については、創設（新たな施設の建設）だけでなく、施設の老朽化、利用者の高齢化、生活環境の改善等に配慮した施設改修への対応が求められています。国の補助事業を活用し、引き続き計画的な整備を進めます。

基本的な考え方

- 障害のある人の地域での生活を支えていくためには、スキルを持つ専門職に加え、多彩なボランティアのサポートも重要です。近年、高齢化の進展、家族形態・扶養意識の変化、自由時間の増大、生活の質の豊かさの重視等を背景として、ボランティア活動等への関心が高まっています。今後も、ボランティアの自主性や自立性を尊重しつつ、市民がボランティア活動に参加しやすい環境整備を進めていく必要があります。あわせて、中高生など若い世代のボランティア活動の促進にも取り組んでいくことが求められます。
- 社会福祉協議会や各種団体との連携を強化し、様々な機会を通じてすべての人がともに支え合い、主体的に地域の活動へ参加できるよう、住民参加による障害者福祉を推進していくことが大切です。
- アンケート調査結果によれば、ボランティア活動に关心がある市民は約6割となっており、また、何らかの活動の経験のある人も8割以上となっていますが、必ずしも実際の活動には結びついていない状況がうかがえます。ボランティア活動をしたことがない人の理由としては、約4割が「活動したい気持ちはあるが、きっかけがない」ことをあげており、活動のきっかけづくりを進めていくことが必要です。

推進施策

No.	施策概要	
4-6-1	施策名	専門的な福祉ボランティアの養成
	所 管	障害福祉課
	内 容	養成講座の実施により点訳や手話などの専門的なボランティアを養成しており、今後も研修内容等を工夫しながら受講者数及び修了者数の増加に努めます。
4-6-2	施策名	NPO、ボランティアグループへの支援
	所 管	市民協働課、生涯学習課、市社会福祉協議会
	内 容	市民活動支援センター（通称：Mサポ）は、前橋市民や前橋を拠点とする市民公益活動に対し、活動拠点の提供をはじめ、市民活動に関する情報発信やセミナー開催、相談業務、団体同士の交流の橋渡しなどを行っています。また、市社会福祉協議会や生涯学習課において、ボランティア育成講座を開催しています。今後も市民のボランティア活動への理解が深まるよう努め、新規ボランティアを養成するとともに、地域で活動しているNPOやボランティアグループを支援し、ボランティアの資質向上と活動範囲の拡大を図ります。
4-6-3	施策名	福祉情報提供システムの充実
	所 管	市社会福祉協議会
	内 容	市社会福祉協議会のホームページ等において、各種ボランティアの募集情報、助成金情報、イベント、講演・講座などに関し情報提供しています。誰もがボランティア活動について的確に情報を得ることができるよう、今後も情報提供の充実を図ります。

No.	施策概要	
4-6-4	施策名	市社会福祉協議会との連携強化
	所 管	社会福祉課
	内 容	地域福祉活動を推進するため、その中核的な役割を担う市社会福祉協議会が実施する事業に対して、市が支援を行います。
4-6-5	施策名	前橋市総合福祉会館機能の充実
	所 管	指導監査課
	内 容	前橋市総合福祉会館は、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、地域福祉等の機能を1か所に集約した施設で、障害福祉団体等に利用されています。今後も、利用者からの意見や提案等を聞きながら、会館機能の充実を図っていきます。
4-6-6	施策名	障害者団体への支援
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害者福祉の推進を目的に活動する市内の障害者団体に助成し、団体の運営及び活動の活性化を支援していきます。
4-6-7	施策名	精神保健に関する組織活動支援
	所 管	保健予防課
	内 容	精神保健に関する組織等の活動に対し、必要な助言・援助、指導を行い育成します。

基本目標5 就労支援の充実

施策の方向性

(1) 雇用・就労機会の拡大

基本的な考え方

- 障害者施策の基本理念である、すべての人が互いに尊重し合いながら共に生きるインクルーシブな社会の実現のためには、障害のある人が社会の一員として多様な形で社会参加できるようにすることが重要です。その中でも、職業を通じた社会参加は自立と社会参画の基盤となるものであり、障害のある人がその適性と能力に応じて働く機会を得られるよう支援していくことが求められます。一般就労を希望する人にはできる限りその意向が実現できるよう、就労面や生活面の総合的な支援を進める一方、企業・事業者には雇用を促すための取組をさらに推進する必要があります。
- アンケート調査の結果によれば、障害者の雇用経験のある企業では、雇用してよかったこととして、「会社が社会的な責任を果たせた」が62.3%であるほか、「従業員の障害への理解が深まった」が47.2%となっており、障害及び障害のある人への理解の促進にもつながっています。

推進施策

No.	施策概要	
5-1-1	施策名	就労選択支援・就労移行支援
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害のある人が障害のない人とともに働く社会を目指し、就労選択支援の推進により障害のある本人の希望や適性に合った就労先や働き方が選択できるよう支援するとともに、様々な支援機関が連携し、就労移行支援の利用とあわせて、障害のある人の雇用が促進されるよう努めます。自立支援協議会においては障害者就業・生活支援センターや障害者職業センター、ハローワーク、学校等と連携して情報及び課題の共有を図っています。
5-1-2	施策名	農福連携による農作業支援
	所 管	障害福祉課、農政課
	内 容	担い手不足や高齢化が進む農業の新たな働き手として、施設や事業所を利用する障害のある人を農作業に派遣する仕組みである「共同受注農作業」の構築を検討します。また、農福連携を行う事業者から現状の取り組みについて情報交換を行うとともに、農福連携を行っている事業者や個人に情報提供を行い、農業を活用した障害のある人の就労雇用機会の拡大を図ります。
5-1-3	施策名	障害者雇用
	所 管	職員課
	内 容	障害者雇用率制度に基づき、事業主として雇用義務を履行し、障害者の就労機会の拡大を図ります。

施策の方向性

(2) 福祉施設での就労の充実と工賃向上

基本的な考え方

- 障害のある人が働くことによって社会的に自立し、生きがいをもって人生をおくることは、障害のある人の社会参加を実現する上でとても大切なことです。しかし、障害の種類や程度によっては、一般企業等で働くことが難しい人もいます。一般就労が困難な人には福祉施設等での訓練・作業という方策もあり、そうした場が確実に維持されていくよう、事業所の安定的な運営を支援することが重要です。

推進施策

No.	施策概要	
5-2-1	施策名	就労継続支援
	所管	障害福祉課
	内容	就労継続支援は、一般企業等で働くことが困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。自立支援協議会においては障害者就業・生活支援センターや障害者職業センター、ハローワーク、学校等と連携して情報及び課題の共有を図っています。今後も各事業所で利用者ニーズに基づく適切な訓練が実施され、また作業工賃増加や可能な人には一般就労に向けた訓練が行われるよう、支援します。
5-2-2	施策名	障害者就労施設等への積極的な発注
	所管	障害福祉課
	内容	障害者優先調達推進法に基づき、市から障害者就労施設等への積極的な発注を通じて、障害のある人の就労の機会が確保されるよう努めます。市からの物品及び役務業務の発注量は年々増加しており、共同受注窓口である「みんなの店」を活用し、障害者就労施設等の受け入れ態勢にも配慮しながら、引き続き積極的な発注に取り組みます。
5-2-3	施策名	地域活動支援センターの実施
	所管	障害福祉課
	内容	地域活動支援センターでは一人ひとりの利用者について、職業適性の発見や知識・能力の向上に必要な訓練が行われる必要があります。こうした取り組みが着実に実施されるように支援します。
5-2-4	施策名	多機能型事業所こころの実施
	所管	障害福祉課
	内容	前橋市障害者サポートセンターこころにおいて、就労継続支援B型事業所と生活介護事業所を複合的に実施する「多機能型事業所こころ」を設置し、就労継続支援B型事業所では、就労機会の提供を図るとともに能力等向上訓練に取り組みます。

施策の方向性

(3) 企業・事業者への啓発による働きやすい職場環境整備

基本的な考え方

- 障害のある人がその能力や特性に応じて安心して働ける社会を実現するためには、企業・事業者の理解と協力が重要です。事業者への啓発や情報提供を通じて、障害者雇用に関する正しい知識の広まりや合理的配慮の実践につなげることにより、障害者の能力を活かす雇用の促進と、働きやすい職場づくりを支援します。

推進施策

No.	施策概要	
5-3-1	施策名	事業主に対する障害者の雇用支援
	所 管	産業政策課
	内 容	事業主を対象に障害者雇用促進セミナーを実施し、障害者雇用の支援を行うとともに、国・県等が実施する諸施策の周知を行います。
5-3-2	施策名	企業・事業者等の雇用促進強化
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害のある人の雇用促進には、雇用する企業・事業者等の理解が必要であり、福祉的な就労の機会拡大、雇用促進を目指して、障害者職業センターをはじめとした関係機関と連携して取り組んでいきます。自立支援協議会においても、就労支援部会で関係機関との情報共有や協議を重ねており、障害のある人の雇用について、企業の関心や理解をさらに深めるための啓発事業を進めています。今後も企業・事業所の関心向上策など、障害のある人の雇用促進に向けた取り組みを推進します。
5-3-3	施策名	企業・事業者向け広報・啓発の実施
	所 管	障害福祉課
	内 容	企業が障害者に対して適切な対応を行い、誰もが働きやすく利用しやすい環境を整えるため、障害者雇用に関する制度等の継続的な情報発信により企業の理解と雇用意欲を高めるとともに企業が障害者の特性や強みを具体的に理解できる機会を提供し、地域全体で継続的な雇用支援体制の構築を図れるように支援します。

基本目標 6 社会参加の充実

施策の方向性

(1) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実

基本的な考え方

- インクルージョンの理念に基づき、生活を豊かで潤いのあるものにする文化芸術・スポーツ・レクリエーションなどの活動を通じて、障害のある人もない人も共に参加し交流しながら楽しむことができる機会を確保していくことが大切です。
- アンケート調査結果によれば、障害のある人の多くが、旅行、趣味などのサークル活動、講座や講演会などの余暇活動・レクリエーション活動に参加したいと考えています。活動に参加するために必要な条件としては、身体障害では「活動する場所が近くにあること」(34.9%)、「活動についての情報が提供されること」(31.1%)などが高く、知的障害では「障害のある人に配慮した施設や設備があること」(46.4%)、「介助者・援助者がいること」(44.0%)が高くなっています。また、精神障害では「魅力的な内容であること」(32.5%)が、自立支援医療(精神通院)では「一緒に行く仲間がいること」(39.2%)が、難病では「活動する場所が近くにあること」(34.9%)、「活動についての情報が提供されること」(31.1%)などが高くなっています。障害の種別によって期待はやや異なりますが、障害のある人の参加しやすい配慮とともに、周囲の支援環境等にも考慮していく必要があります。

推進施策

No.	施策概要	
6-1-1	施策名	インクルーシブスポーツフェスタの開催
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害のある人とない人がともに参加するスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、インクルーシブスポーツフェスタを開催し、障害の有無や年齢、性別、国籍などに関わらず誰もが楽しめるスポーツを通じ、交流を促進し、共生社会の実現を目指します。多様な体験を通じて、すべての参加者が主体的に関われる場づくりに努めます。
6-1-2	施策名	障害者アート活動への支援
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害のある人のアート活動に対する理解を深めるため、福祉施設や障害福祉団体、障害福祉サービス事業者、文化活動団体などと連携し、アートを通じて多様な人が交流する機会を提供するとともに、参加しやすいプログラムの支援に努めます

No.	施策概要	
6-1-3	施策名	障害者教養文化体育施設の運営
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害者の機能の回復・向上、健康増進、コミュニケーション及び教養文化等の向上を図ることを目的として、障害者教養文化体育施設（サン・アビリティーズ）を運営します。
6-1-4	施策名	前橋市総合福祉会館の有効利用
	所 管	指導監査課
	内 容	総合福祉会館は、地域福祉活動や生涯学習活動を通じた市民の相互交流の場として広く利用されています。今後も障害福祉団体等の活動をさらに活発にするために、会館の有効活用を図ります。
6-1-5	施策名	スポーツ競技大会出場に伴う壮行金の贈呈
	所 管	スポーツ課
	内 容	オリンピック・パラリンピックなどの国際大会、全国障害者スポーツ大会、国民スポーツ大会など、スポーツの全国大会に市民が出席する機会を捉え、活躍を期待して選手・監督に壮行金を贈呈いたします。
6-1-6	施策名	各種スポーツ競技大会への参加者拡充
	所 管	スポーツ課
	内 容	本市で開催する各種スポーツ大会において、障害の有無に関わらずより多くの市民が共に参加できるよう適切な運営に努めます。

基本的な考え方

- 障害のある人や障害のあるこどもが、生きがいづくりとして、関心を持っている様々なことについて学習や体験ができるような環境が必要です。

推進施策

No.	施策概要	
6-2-1	施策名	心身障害児（者）の居場所支援の充実
	所 管	市社会福祉協議会
	内 容	誰もがともに楽しく交流できる環境の整備をし、心身障害児（者）の居場所の充実を図ります。
6-2-2	施策名	公民館事業の充実
	所 管	生涯学習課
	内 容	公民館における各種講座、学級の充実を図り、障害のある人がさらに参加しやすくなるよう工夫していきます。
6-2-3	施策名	在宅障がい者等配本サービス
	所 管	図書館
	内 容	図書館に一人で行くことができない障害のある人や高齢者に対し、自宅まで図書資料を届けます。本事業は、今後も実施していきます。

基本的な考え方

- 市民ワークショップでは、障害のある人が地域や社会とつながる機会を増やし、希望を持って生活できる環境を望む意見があり、また偏見や差別の意識が残っていることなどが課題として挙げられました。
- 障害のある人が地域社会の中で主体的に活動し、豊かな生活を送るためにには、地域や学校、職場、各種団体等とのつながりを深めることが重要です。多様な社会参加の機会を提供するとともに、必要な支援や配慮の充実に努めます。また、障害のある人が安心して投票できる環境を整えることは、社会参加の基本であると考え、投票しやすい環境の整備を進めます。こうした取り組みにより、障害の有無にかかわらず、誰もが地域で活躍できるインクルーシブな環境づくりを目指します。

推進施策

No.	施策概要	
6-3-1	施策名	主体的な参加機会の提供
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害のある人自身が、主体的に地域活動に関わる機会を増やすため、「まえばし SOCIAL GOODS Project」を通じ、福祉施設や障害福祉団体、障害福祉サービス事業者等と連携して、ウェルビーイング実現、障害者の自立に向けた工賃向上、社会における障害者理解啓発の側面から社会参加活動を支援します。また、社会参加活動に関する情報を市の広報誌やウェブサイトで積極的に発信し、障害のある人が自ら参加を選択しやすい環境を整えることで、主体的な社会参加を促進します。
6-3-2	施策名	社会適応訓練等の実施
	所 管	障害福祉課
	内 容	身体障害者歩行訓練や身体障害者社会適応訓練は、訓練の中に軽スポーツやレクリエーション的な要素を取り入れるなど、誰もが参加しやすい内容として行っており、今後も継続的に実施します。

基本的な考え方

- 障害のある人が地域で安心して生活し、社会参加を行うためには、移動の自由と安全が確保されることが重要です。公共交通機関や福祉タクシー、コミュニティ交通など、多様な移動手段の整備を通じて、障害のある人が日常生活や社会活動に参加しやすい環境づくりを進めます。
- アンケート調査結果によれば、希望する活動をするために必要な条件として「外出のための手段が確保されていること」をあげた人は、知的障害で38.7%、自立支援医療(精神通院)で26.9%、精神障害で26.2%、難病で23.9%、身体障害で23.2%となっており、交通・移動手段の整備が、障害のある人の外出・社会参加を促進する大きな要素となっていることがわかります。
- また、市民ワークショップにおいても、車椅子ユーザーの外出の困難さや、主要な施設・機関が分散していることによる移動負担、移動支援や交通手段の不足、公共交通やタクシーのバリアフリー化の不十分さなど、移動に関する課題が多く挙げられました。障害のある人の活動範囲の拡大や社会参加を促進するために、利用しやすい交通・移動手段の整備をさらに進めていく必要があります。

推進施策

No.	施策概要	
6-4-1	施策名	移動支援事業の充実
	所 管	障害福祉課
	内 容	余暇活動・社会参加のための外出支援、社会生活上不可欠な外出支援として、介護給付による障害福祉サービスとともに、地域生活支援事業における移動支援事業として実施しています。移動支援事業のニーズは高く、今後も提供事業者の確保及びガイドラインに沿った適切な運営を図っていきます。
6-4-2	施策名	福祉有償運送の実施
	所 管	障害福祉課、長寿包括ケア課
	内 容	障害のある人や介護が必要な高齢者等が通院やレジャー・文化活動等への参加のための移動支援として、福祉事業者による移送サービスを実施しています。一人では公共交通機関を利用する事が困難な方への移送手段の確保は、今後もさらに重要性が高まっていくため、引き続き適切なサービスの確保に努めます。
6-4-3	施策名	福祉タクシー料金助成
	所 管	障害福祉課
	内 容	在宅重度障害者が、社会生活上の必要によりタクシーを利用した場合、その料金の一部を助成することにより、障害のある人の社会活動の促進を図ります。

No.	施策概要	
6-4-4	施策名	移動困難者対策（マイタク）の推進
	所 管	交通政策課
	内 容	移動困難者対策として、障害のある人や高齢者等の円滑な移動手段を確保するため、タクシーを活用したドア・ツー・ドアによる全市域を対象としたサービス（愛称：マイタク）の推進を図ります。移動困難者の掘り起こしのためにも、各関係機関等と連携しながらマイタクの周知活動を推進していきます。
6-4-5	施策名	リフト付バス、低床バス等の導入促進
	所 管	交通政策課
	内 容	障害のある人や高齢者等の円滑な移動手段確保のため、リフト付バス、低床バス等の導入の推進を図ります。国等の補助を活用しながら、計画的に車両更新を支援します。
6-4-6	施策名	身体障害者自動車改造費の補助
	所 管	障害福祉課
	内 容	肢体不自由による身体障害者等が自ら運転する車の改造費の一部を補助することにより、障害のある人の社会参加を促進します。
6-4-7	施策名	外出支援情報の充実
	所 管	障害福祉課、交通政策課
	内 容	外出支援サービスの利用方法や交通アクセスに関する情報を、広報誌やウェブサイト、相談窓口を通じて分かりやすく提供し、誰もが必要な支援を利用できる環境づくりを推進します。

基本目標7 安心して暮らせる生活環境の整備

施策の方向性

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備

基本的な考え方

- 障害のある人が自由に外出し、活動していくためには、様々な障壁を取り除き、移動や施設利用における利便性を高めていくことが必要です。また、ユニバーサルデザインの考え方を確実に取り入れながら、まちづくりを進めていくことが重要です。
- アンケート調査の結果によれば、身体障害の人が外出の際に困っていることとして、「歩道が狭く、道路に段差が多い」、「建物などに階段が多く、利用しにくい」、「障害者用トイレが少ない」をあげた人がいずれも1割強となっています。
- また、市民ワークショップでは、障害のある人が安心して外出したり店舗・施設を利用したりできる場所が限られていることや、障害者が利用しやすい店舗のマップを求める声、外出時に周囲に迷惑をかけることへの不安などが課題として挙げられました。障害者が日常生活の中で安心して行動できるまちづくりや、安全で利用しやすい生活環境の整備が求められています。

推進施策

No.	施策概要	
7-1-1	施策名	公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化
	所 管	建築住宅課
	内 容	公共施設を新築・改築する場合は、施設の用途に応じバリアフリー新法に基づく設計としています。改修工事においては、施設用途と改修内容によってバリアフリー対応化を検討・実施しています。既存施設の改修に伴うバリアフリー化については、施設の状況により段差解消や多目的トイレの設置等の対応が難しい場合がありますが、今後も引き続き、施設を利用する多くの人々が安全・安心そして快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリーの施設づくりを推進します。
7-1-2	施策名	歩道、自転車道の連続したネットワーク化による交通安全の確保
	所 管	道路建設課
	内 容	前橋市総合計画および群馬県自転車活用推進計画に基づき、歩行者の安全確保を最優先に、安全で快適な歩行者・自転車通行空間のネットワーク化を進めています。歩行者が安心して通行できる環境づくりを目指し、自転車通行空間の整備により歩行者との分離を図ることで、安全性の向上を図っています。また、自転車利用による環境保全や、健康増進など、等の住民サービスの向上にも寄与しています。今後も、安全・安心で良好な生活環境の整備を推進するため、財源の確保を図るとともに、道路事業や、土地区画整理事業等との連携・調整を図りながら、事業を着実に進めてまいります。

No.	施策概要	
7-1-3	施策名	バリアフリー化整備の推進
	所 管	道路建設課
	内 容	<p>前橋市交通バリアフリー基本構想を踏ました、バリアフリー化整備特定事業を推進してきました。また、無電柱化推進計画を基に、事業を実施し、今後も安全な通行環境整備を検討していきます。</p> <p>財政状況を勘案しながら今後も計画的に取り組み、高齢者、障害のある人、通行者等が安全快適に安心して移動できる通行環境整備を図ります。</p>
7-1-4	施策名	各種公園・緑地の新設
	所 管	公園緑地課
	内 容	<p>各種公園・緑地の整備を通して、憩いと交流の場等の確保、戸外で過ごせる時間の拡大を図ります。新設公園については、2ha以上の公園を中心に、バリアフリートイレを採用するとともに、ユニバーサルデザインを採用します。なお、小規模公園については地元住民の意見を反映しながら、可能な限りユニバーサルデザインを取り入れています。また、インクルーシブ遊具に関しても新設公園で可能な限り取り組んでいきます。</p>
7-1-5	施策名	既存公園の整備
	所 管	公園管理事務所
	内 容	<p>既存公園についてバリアフリー改修計画によりトイレ及び園路の改修を行ってきました。ただし、地域条件等によりバリアフリー化が困難な公園もあります。今後も財政状況を勘案しながらバリアフリー化を推進します。</p>
7-1-6	施策名	移動環境の整備
	所 管	交通政策課
	内 容	<p>停留所、標識、案内等について、障害のある人に配慮した整備を行うよう関係機関に要請していきます。JR群馬総社駅のバリアフリー化への整備検討をはじめ、各関係機関と連携をとりながらバリアフリーに向けた整備を計画的に進めています。</p>
7-1-7	施策名	誰もが利用しやすい施設情報の見える化推進
	所 管	市社会福祉協議会
	内 容	<p>障害の有無にかかわらず一緒にまち歩きを行い、バリアフリーの現状を確認・共有し、さらに相互理解を進め共生社会を目指します。得た情報を発信し、行政や企業と連携して改善に向け取り組みます。</p>

基本的な考え方

- アンケート調査の結果によれば、福祉サービス等の情報源として「市の広報紙」をあげた人は、難病で39.9%、身体障害で39.2%、自立支援医療(精神通院)で33.3%、知的障害で22.7%、精神障害で19.4%に達しており、広報紙は情報伝達における重要な媒体であることがわかります。情報へのアクセスは基本的な権利のひとつであり、障害のある人の社会参加を促進するためにも、必要な情報を適切に入手できるようにしていくことが重要です。障害のある人が円滑に情報を取得・利用できるよう、情報通信における情報アクセシビリティの向上及び情報提供の充実などを進めていく必要があります。

推進施策

No.	施策概要	
7-2-1	施策名	「広報まえばし」等を活用した広報啓発活動
	所 管	広報ブランド戦略課
	内 容	「広報まえばし」などの広報媒体や、各種行事等を活用した広報啓発を進めます。「声の広報」については、ボランティアの協力を得ながら、希望者へCD版を配布しています。市ホームページは、音声読み上げソフト利用者等、様々な障害のある人に配慮したページ作成を推進しています。今後も情報を必要とする人が適切に情報を得ることができるよう、障害のある人へ配慮した情報発信を推進します。
7-2-2	施策名	情報提供の充実
	所 管	障害福祉課
	内 容	各種福祉サービスをまとめた冊子「障害福祉のあらまし」の内容を定期的に更新し充実させるとともに、広報紙や市ホームページの活用などにより、各種福祉サービスの周知に努めます。障害福祉制度の改廃や変更が頻繁に実施されているため、新規に障害者手帳を交付する人とともに、すでに制度を利用している人に対しても、よりわかりやすく情報提供できるよう努めます。
7-2-3	施策名	障害者に対する情報の円滑な提供
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害種別に合わせた情報提供方法として、視覚障害のある人向けの点字版資料による情報提供、聴覚に障害のある人のための手話通訳者の確保等に継続して取り組み、障害のある人に対する情報の円滑な提供を図ります。
7-2-4	施策名	各種サービスの申請手続きの効率化・簡略化
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害者総合支援法の改正等により、サービスの充実と利用手続きや基準の透明化・明確化が図られてきた一方、サービス等利用計画の義務化など、利用者にとっては複雑で手間のかかることが増えた面もあります。相談支援専門員やサービス提供事業所との連携を深めるとともに、通知等を工夫し、今後も申請手続き効率化・簡略化に努め、利用者の負担軽減を図ります。

基本的な考え方

- 障害のある人が自分の意思を十分に表現し、生活や社会参加に関する選択を行えることは、安心して暮らせる生活環境の整備に不可欠です。市は、コミュニケーションに困難がある人に対する支援体制を整備し、必要な支援サービスを提供するとともに、関係者の理解と支援力を高める取組を進めます。これにより、障害の有無にかかわらず、一人ひとりが自己の意思を尊重されながら生活できる環境を整備します。

推進施策

No.	施策概要	
7-3-1	施策名	意思疎通支援に関する相談体制の充実
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害のある人やその家族、支援者が意思疎通支援（手話・点字・要約筆記など）に関する相談を気軽に行えるよう相談体制を整備します。
7-3-2	施策名	福祉啓発イベントの実施
	所 管	障害福祉課
	内 容	地域住民向けに「みんなのフェスタ」「手話フェスタ」など、障害者理解への啓発イベントを開催し、共生社会づくりを促進します。
7-3-3	施策名	行政サービスにおける意思疎通支援
	所 管	障害福祉課
	内 容	障害のある人が安心して行政サービスの手続きができるよう、職員向けに意思疎通に関する研修を行います。緊急時における救急隊員に向けては、手話に加えて、コミュニケーションボードや筆談ボードを活用した研修を行います。

基本的な考え方

- アンケート調査結果によれば、災害時の避難場所を知らない人が、精神障害で47.1%、知的障害で43.5%、自立支援医療(精神通院)で37.1%、身体障害で33.9%、難病で21.8%に及んでいます。また、避難場所を知っていたとしても、自力避難ができないと考えている人が多くみられます。避難行動要支援者制度への登録を促すとともに、自力避難が困難な障害のある人等に対する災害時の適切な情報提供・避難支援等の具体的な体制を整備する必要があります。プライバシーに配慮しながら、地域の理解と協力を高める意識啓発や避難訓練などの具体的な取組を日頃から積み重ねておくことが重要です。
- また、地域における防災・防犯ネットワークの確立に努め、障害のある人に対する防災・防犯知識の普及や、事故等における障害のある人への援助に関する知識の普及を進める必要があります。

推進施策

No.	施策概要	
7-4-1	施策名	交通安全対策等の充実
	所 管	共生社会推進課
	内 容	中途障害の大きな要因となる交通事故防止のため、交通安全教育や普及・啓発活動を推進するほか、障害者が利用しやすい交通環境整備を関係機関に継続して働きかけ、交通安全対策の充実を図っていきます。
7-4-2	施策名	火災予防訪問活動の充実
	所 管	消防局予防課
	内 容	避難行動要支援者制度登録者宅へ防火訪問し、火災予防指導等を実施しています。また、障害者世帯を含む高齢者世帯等の住居安全対策事業としてNPO法人と協働で住宅用火災警報器の取り付けを支援しています。
7-4-3	施策名	FAX通報・NET119緊急通報
	所 管	消防局通信指令課
	内 容	聴覚・言語障害者福祉施設への個別訪問や、各種イベント等の機会を捉えて登録加入に係る広報活動を展開し、登録者数の増加推進を図るとともに、当該システムからの緊急通報に対する即応体制のさらなる強化を図ります。

No.	施策概要	
7-4-4	施策名	災害時要配慮者対策・災害時要配慮者避難対策
	所 管	防災危機管理課
	内 容	<p>施設における災害時要配慮者の安全確保を図るため、施設及び地域社会が連携し、施設等の点検・改良をはじめ、施設ごとの防災マニュアルの策定及び訓練の実施、さらには指導・啓発活動に取り組みます。</p> <p>また、在宅の災害時要配慮者に対しては、避難行動要支援者制度への登録を推進します。現在は希望者を対象として登録を行っていますが、実際の避難時には希望の有無にかかわらず支援を要する方が存在することから、地域における日常的な見守り活動等を通じて、適切に把握するための方策について検討を進めます。</p>
7-4-5	施策名	防犯活動の推進
	所 管	共生社会推進課
	内 容	障害のある人に対する犯罪被害を防止するため、防犯知識の普及、多彩な情報媒体による不審者情報等の提供に努めるとともに、地域における防犯活動の充実を促進します。今後も、多くの市民に対してすみやかに広く情報発信できるよう、複合的な情報発信に努めるとともに、まちの安全ひろメールの登録者拡大等を図ります。
7-4-6	施策名	「安心カード」の配布
	所 管	市社会福祉協議会
	内 容	前橋市内に生活実態があり、安心カードの利用を希望する方へ市社協、市福祉部各課、支所・地区公民館等に加え、市内46郵便局、市内の一部の薬局等の窓口で配布しています。「安心カード」とは、家族などの緊急連絡先、身体の状況、かかりつけ医、常用している薬など命を守るために情報を記入するカードで、記入しておくことで救急時や災害時に、救急隊や警察の救急救命活動等における適切かつ迅速な対応が望めます。

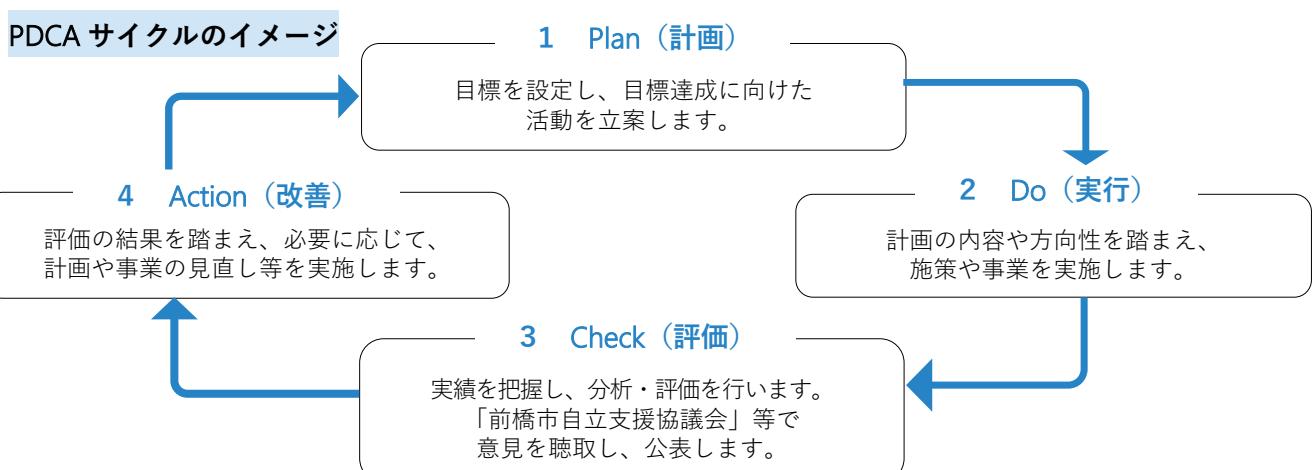
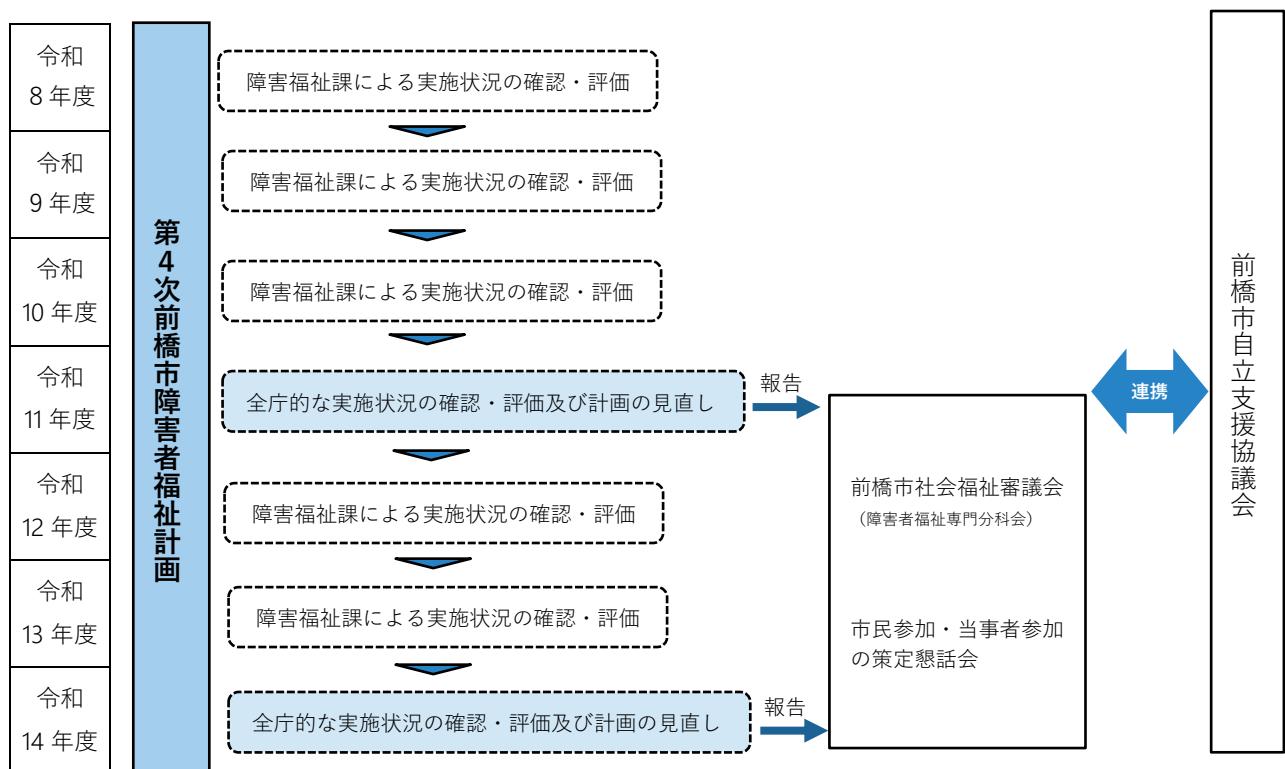
第4章

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制と進行管理

障害福祉課所管の施策が多いことから、計画策定後は毎年度、障害福祉課の施策を中心とした実施状況の確認・評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を講じること（PDCAサイクル）で計画を着実に推進します。計画期間の4年目にあたる令和11年度には、全序的に過去3か年の施策の実施状況について確認・評価を実施し、中間的な総括を行います。

なお、事業の実施状況の確認等にあたっては、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療・学校等の関係機関、障害当事者団体等で構成される前橋市自立支援協議会と連携し、地域の実情及び課題の把握等に努めます。



第4次前橋市障害者福祉計画
素案

〒371-0014
前橋市朝日町三丁目36番17号
前橋市 福祉部 障害福祉課
TEL: 027-220-5713 (直通)
FAX: 027-223-8856
